

4.3 新規利水の観点からの検討

4.3.1 ダム事業参画継続の意思・必要な開発量の確認

大分川ダム建設事業に参画している大分市に対して、平成22年12月3日付けでダム事業参画継続の意思、必要な開発量の確認について文書を発送し、平成22年12月22日付けで大分市より継続の意思が有り、必要な開発量（水道用水 0.405m³/s）も変更はないとの回答を得ている。

4.3.2 水需要の確認

(1) 利水参画者の水需要の確認方法

大分川ダム建設事業に参画している大分市に対して、平成22年12月3日付けで利水参画者において水需給計画の点検、確認を行うよう要請し、平成22年12月22日付けで回答を得た結果について、ダム事業者や水利使用許可権者として有している情報等により、以下の事項を確認した。

- ・需要量の推計方法の基本的な考え方について、長期計画等に沿ったものであるかについて確認した。また、需要量の推定に使用する基本的事項（給水人口等）の算定方法が、水道施設設計指針等の考え方に基づいたものかについて確認した。
- ・水道用水については、水道事業として厚生労働省の認可を受けているかについて確認した。
- ・「行政機関が行う政策等評価に関する法律」による事業の再評価を実施しているかについて確認した。

(2) 利水参画者の水需給状況

大分市の近年における水需要は、社会経済情勢の変化、節水意識の浸透、大口需要者の地下水への転換等により水需要実績が鈍化傾向となっているが、今後も大分市の行政人口は引き続きゆるやかに伸び続けると想定されることから、水需要もゆるやかに増加していくものと推測している。

水源については、大分川ダム建設事業への参画を前提とした暫定豊水水利権の許可を得るなかで、必要取水量の確保に努めてきたが、今後も将来の水需要のピーク時にも大分川と大野川の表流水を主たる水源として安定した取水が出来るよう、既存施設の整備や拡充を図るとともに、新規利水（35,000m³/日※）を大分川ダムで確保する計画となっている。

※大分川ダム建設事業への参画における水道用水の必要量については、昭和63年当初の計画では古国府浄水場にて新たに108,900m³/日を取水する必要があるとしていたが、社会情勢が大きく変わったがことから平成19年に将来の水需要のピーク時に対応できる水量を検討した結果、108,900m³/日を35,000m³/日に変更した。

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

・将来需給量の確認

大分市全体では、平成 22 年度時点での給水人口 463,626 人、1 日最大給水量 163,773m³/日に対して平成 30 年度には計画給水人口 470,000 人、計画 1 日最大給水量 195,400m³/日と推計している

計画 1 日最大給水量は、水道施設設計指針に沿って計画給水区域内人口、水道普及率、生活用水原単位、業務・営業用水、工場用水、その他用水を算出していることについて確認した。さらに、平成 30 年度の計画 1 日最大取水量 202,000m³/日は、計画 1 日最大給水量に（1+ロス率）を乗じて算出していることを確認した。

また、平成 19 年度に水道水源開発施設整備事業として事業再評価を実施しており、参画水量を変更し事業継続することは妥当である、との評価を受け、平成 20 年度に大分市水道事業変更の許可を厚生労働省から受けている。

平成 30 年度の計画 1 日最大取水量 202,000m³/日は、大分市が所有する水源（水利権量）168,000m³/日に加え、大分川ダムの参画水量 35,000m³/日で確保することとしている。

表 4-3-2-(1) 必要な開発量の算定に用いられた推計手法等

基本事項	認可目標年次	平成30年	基礎データの確認・推計手法の確認 大分市水道用水・必要な開発量の供給対象区域は、大分市 (計画給水区域内人口×水道普及率×一人一日生活用水+業務・営業用水+工場用水+その他用水)÷有収率÷負荷率×ロス率 ○基本式各項目の推計手法:過去10ヵ年(平成9年～平成18年)のデータを用いて社会的要因を考慮して推計を実施		
	供給区域の確認	大分市水道用水・必要な開発量の供給対象区域は、大分市			
	基本式	(計画給水区域内人口×水道普及率×一人一日生活用水+業務・営業用水+工場用水+その他用水)÷有収率÷負荷率×ロス率 ○基本式各項目の推計手法:過去10ヵ年(平成9年～平成18年)のデータを用いて社会的要因を考慮して推計を実施			
計画給水 人口	点検項目	基礎データの確認・推計手法の確認	推計値(目標年:H30年度)		
	行政区域内人口 (計画給水区域内人口)	上位計画である大分市総合計画の値を採用	471,500 (470,000)		
計画給水 人口	水道普及率	過去10ヵ年の実績値から100%に設定	100.00%		
	生活用水の原単位	過去10ヵ年の平均値を採用	235.1%/人/日		
計画給水 人口	生活用水	計画給水区域内人口×水道普及率×一人一日生活用水(生活用水の原単位)	110,450m ³ /日		
	業務・営業用水	過去10ヵ年の平均値を採用	34,402m ³ /日		
計画給水 人口	工場用水	過去10ヵ年の平均値を採用	1,320m ³ /日		
	その他用水	過去10ヵ年の最大値を採用	243m ³ /日		
計画給水 人口	有収率	過去10ヵ年の実績値より設定	89.2%		
	負荷率	過去10ヵ年の最低値を採用	84.0%		
計画給水 人口	ロス率	過去10ヵ年の実績値より設定	3.0%		
	自己水源の状況	現時点で確保されている水源の状況について確認	河川水168,000m ³ /日		
事業再評価実施状況	必要な開発量の確認	需要想定値に対して自己水源の状況より、必要な開発量を確認	35,000m ³ /日		
	実施年度	事業名	工期	B/C	評価結果
	H19	大分市水道水源開発 施設整備事業	S61～H30	1.36	継続

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

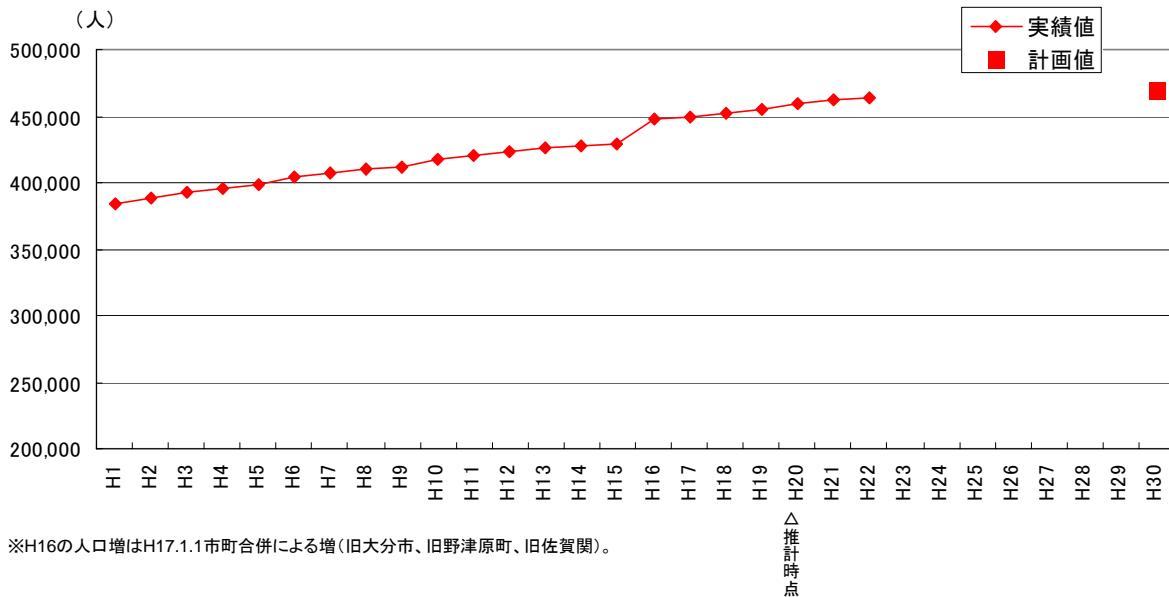


図 4-3-2-(1) 大分市水道 給水人口 (実績及び計画)

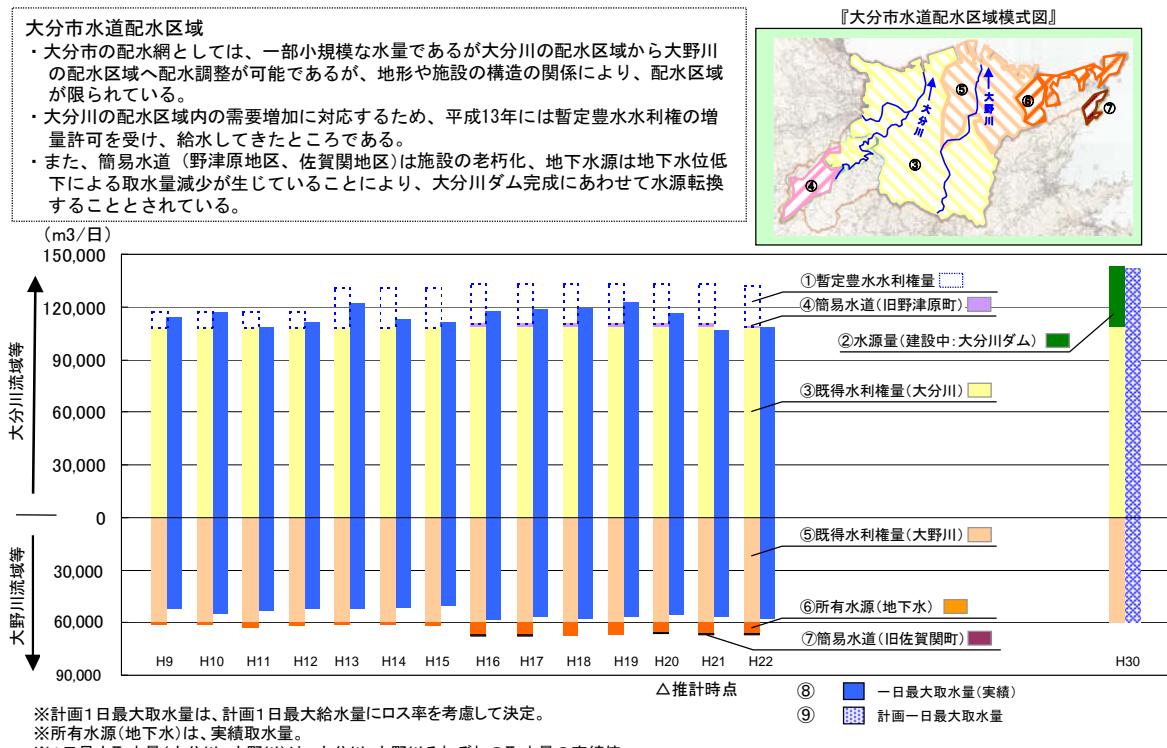


図 4-3-2-(2) 大分市の水需給状況

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

(3) 必要な開発量の確認結果

以上のように、利水参画者の必要量は水道設計指針などに沿って算出されていること、事業認可等の法的な手続きを経ていること、事業再評価においても「事業は継続」との評価を受けていることを確認した。

よって、利水参画者に確認した必要な開発量を確保することを基本として利水対策案を立案することとした。

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

4.3.3 複数の新規利水対策案（大分川ダム案）

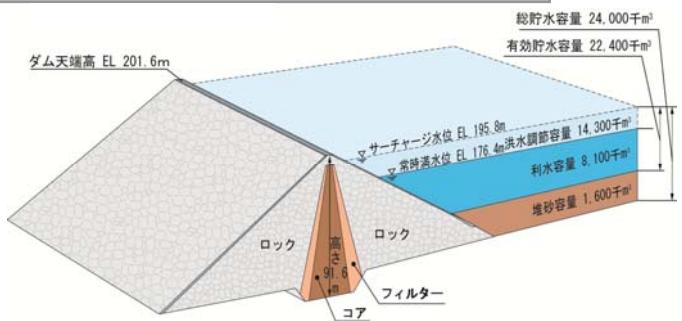
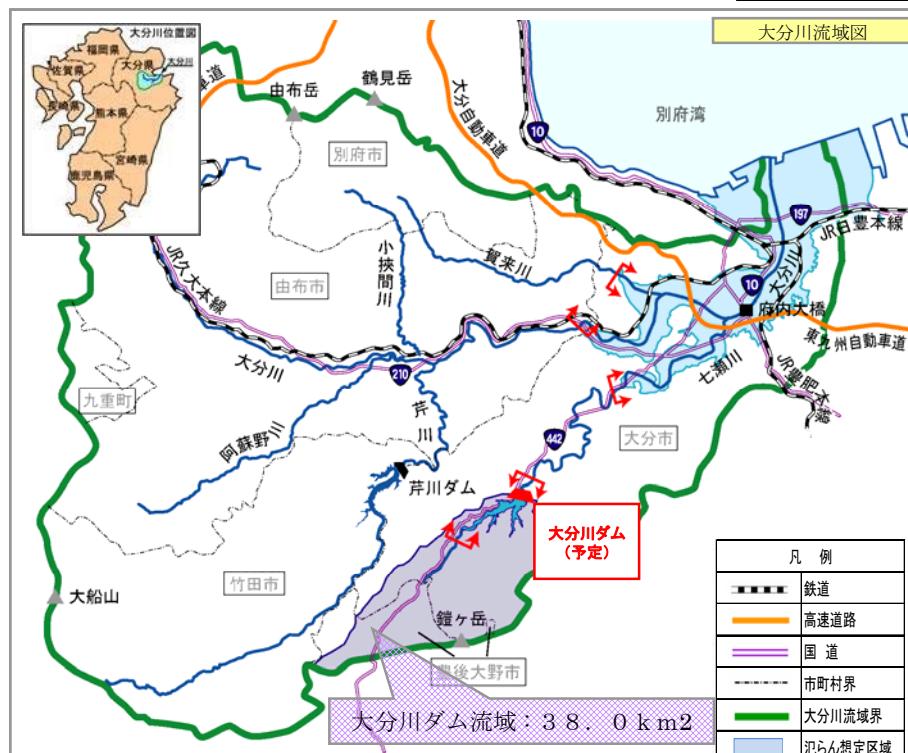
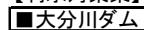
複数の新規利水対策案（大分川ダム案）は、利水参画者に確認した必要な開発量（水道用水 $0.405\text{m}^3/\text{s}$ ）を確保することを基本として検討を行った。

現計画（ダム案）：河川整備計画（大分川ダム）

【対策案の概要】

- ・大分川ダムの建設を行う。
- ・大分川ダム建設予定地は、用地取得と家屋移転は完了しており、ダム本体及び付替道路等の工事を行う。

【利水対策案】



大分川ダム完成予定イメージ

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

4.3.4 複数の新規利水対策案の立案（大分川ダムを含まない案）

4.3.4.1 新規利水対策案の基本的な考え方

検証要領細目で示されている方策を参考にして、できる限り幅広い新規利水対策案を立案することとした。

(1) 新規利水対策案検討の基本的な考え方

- ・新規利水対策案は、利水参画者に確認した必要な開発量（水道用水 0.405 m³/s）を確保することを基本として立案する。
- ・立案にあたっては、検証要領細目に示されている各方策の適用性を踏まえて、組み合わせを検討する。

大分川における各方策の検討の考え方について P4-77～P4-83 に示す。

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

1) 河道外貯留施設（貯留池）

河道外に貯水池を設け、河川の流水を導水し、貯留することで水源とする。

(検討の考え方)

大分川に沿った地域において、対策案への適用の可能性について検討する。

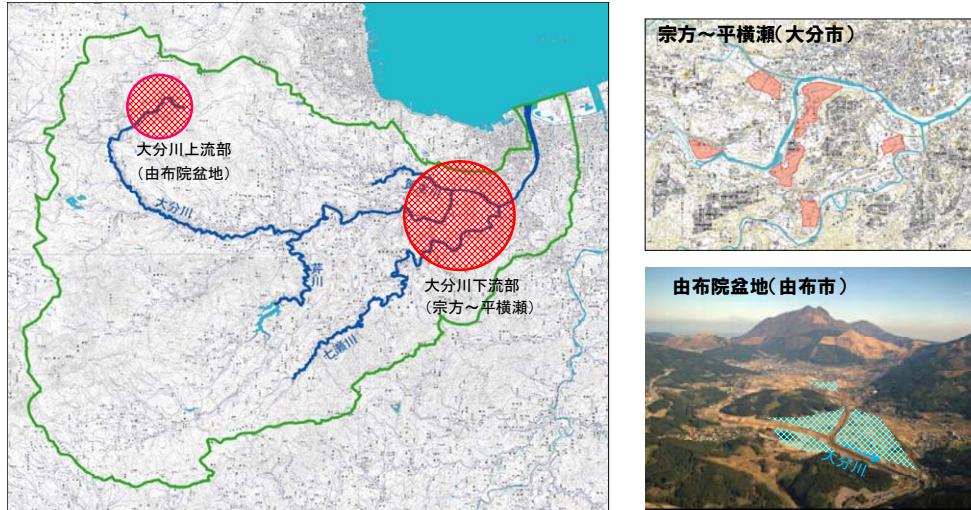


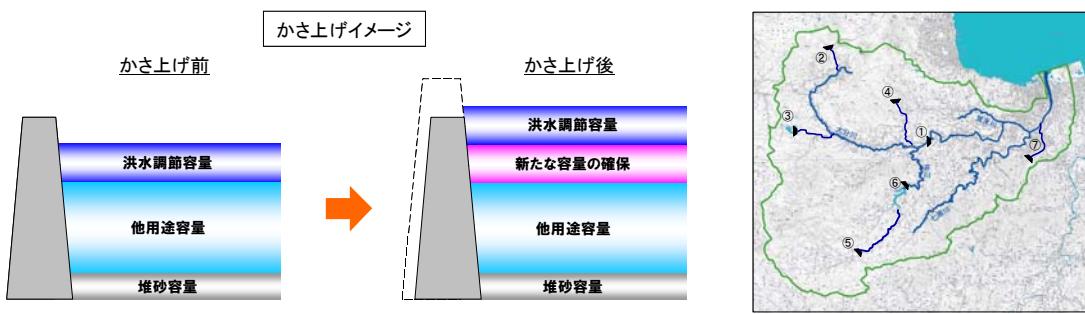
図 4-3-4-1-(1) 河道外貯留施設（貯留池）のイメージ

2) ダム再開発（かさ上げ・掘削）

既設のダムをかさ上げあるいは掘削することで容量を確保し、水源とする。

(検討の考え方)

大分川水系に存在する7つの既設ダムの再開発（かさ上げ・掘削）について、対策案への適用の可能性を検討する。



大分川流域に存在するダム

ダム名	形 式	目 的	容 量(有効貯水量) (千m ³)	管 理 者 名
① 篠原ダム	重力式コンクリートダム	発電	406	九州電力(株)
② 若杉防災ダム	重力式コンクリートダム	洪水調節・かんがい	718	大分県
③ 山下池ダム	アースダム	発電	1,701	九州電力(株)
④ 大郷溜池ダム	アースダム	かんがい	36	合ヶ迫地区
⑤ 長湯ダム	アースダム	かんがい	555	世利川井路土地改良区
⑥ 芹川ダム	重力式コンクリートダム	洪水調節・かんがい・発電	22,300	大分県
⑦ 寒田溜池ダム	アースダム	かんがい	30	寒田地区

ダム年鑑2006(財團法人 日本ダム協会)より
図 4-3-4-1-(2) ダム再開発（かさ上げ・掘削）のイメージ

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

3) 他用途ダム容量の買い上げ

既存のダムの他の用途のダム容量を買い上げて容量とすることで水源とする。

(検討の考え方)

大分川水系に存在する7つの既設ダムにおける他用途ダム容量の買い上げについて、対策案への適用の可能性を検討する。

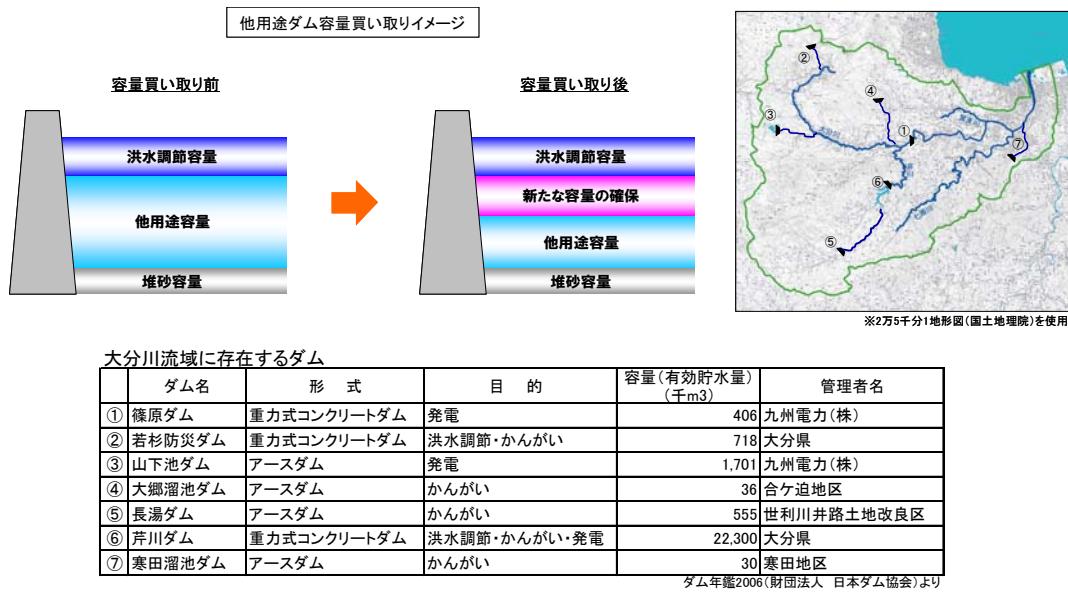


図 4-3-4-1-(3) 他用途ダム容量の買い上げイメージ

4) 水系間導水

水量に余裕のある他水系から導水することで水源とする。

(検討の考え方)

大分川水系に隣接する水系において流況の季節的な特性等を勘案し、対策案への適用の可能性について検討する。

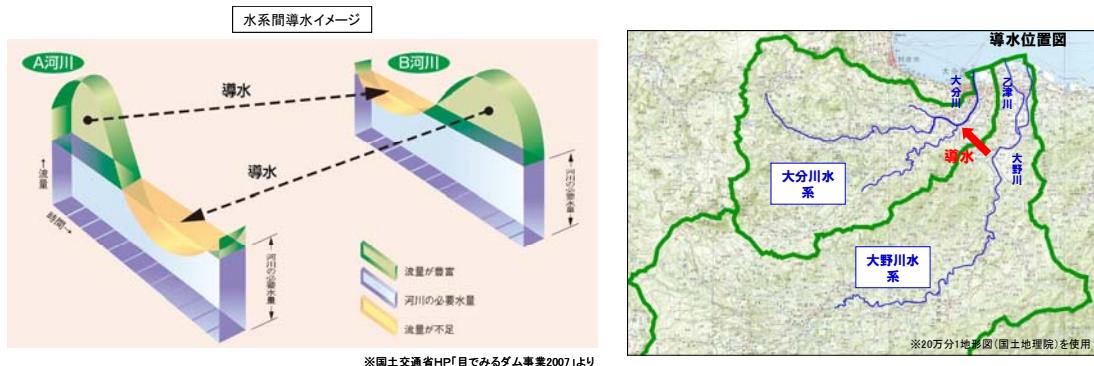


図 4-3-4-1-(4) 水系間導水のイメージ

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

5) 地下水取水

伏流水や河川水に影響を与えないよう配慮しつつ、井戸の新設等により、水源とする。

(検討の考え方)

井戸の新設等による地下水取水について、対策案への適用の可能性を検討する。

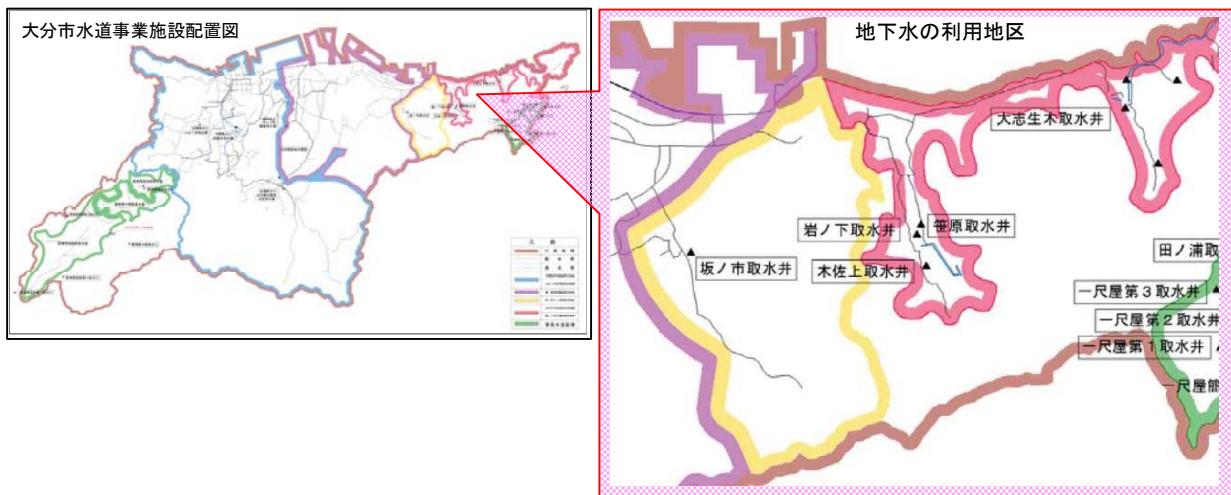


図 4-3-4-1-(5) 地下水取水のイメージ

6) ため池（取水後の貯留施設を含む）

主に雨水や地区内流水を貯留するため池を設置することで水源とする。

(検討の考え方)

大分川流域のため池及び大分川に沿った地域における貯留施設の設置について、対策案への適用の可能性を検討する。

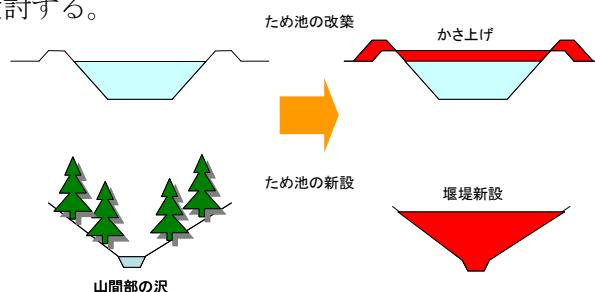


図 4-3-4-1-(6) ため池のイメージ

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

7) 海水淡水化

海水を淡水化する施設を設置し、水源とする。

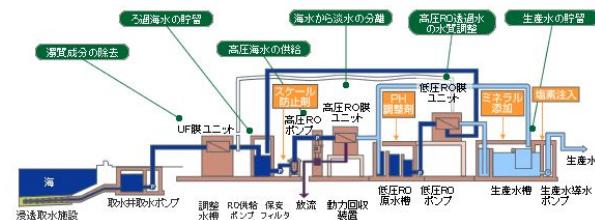
(検討の考え方)

海沿いや河口付近等における海水淡水化施設の設置について、対策案への適用の可能性を検討する。

UF膜設備



高圧RO膜設備



※福岡地区水道企業団HP「海水淡水化センター（まみずピア）」より

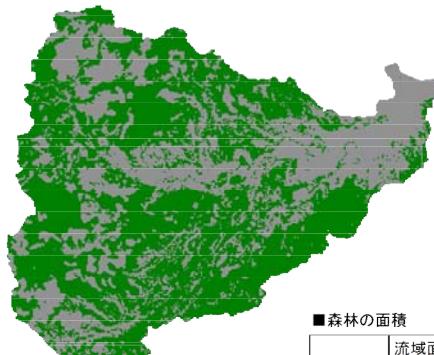
図 4-3-4-1-(7) 海水淡水化のイメージ

8) 水源林の保全

主にその土壤の働きにより、雨水を地中に浸透させ、ゆっくりと流出させるという水源林の持つ機能を保全し、河川流況の安定化を期待する。

(検討の考え方)

大分川流域の森林の分布状況等を踏まえ、対策案への適用の可能性について検討する。



■森林の面積

	流域面積(km ²)	森林面積(km ²)
大分川	650	390.5

荒廃地からの土砂流出への対策として植林により緑を復元

対策前



現在



植林作業(イメージ)

間伐等を適正に実施することにより、森林を保全



間伐作業(イメージ)



下刈作業(イメージ)

国土数値情報などを元に作成(国土交通省)

図 4-3-4-1-(8) 水源林の保全イメージ

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

9) ダム使用権等の振替

需要が発生しておらず、水利権が付与されていないダム使用権等を必要な者に振り替える。

(検討の考え方)

大分川水系に存在する7つの既設ダムにおけるダム使用権等の振替について、対策案への適用の可能性を検討する。

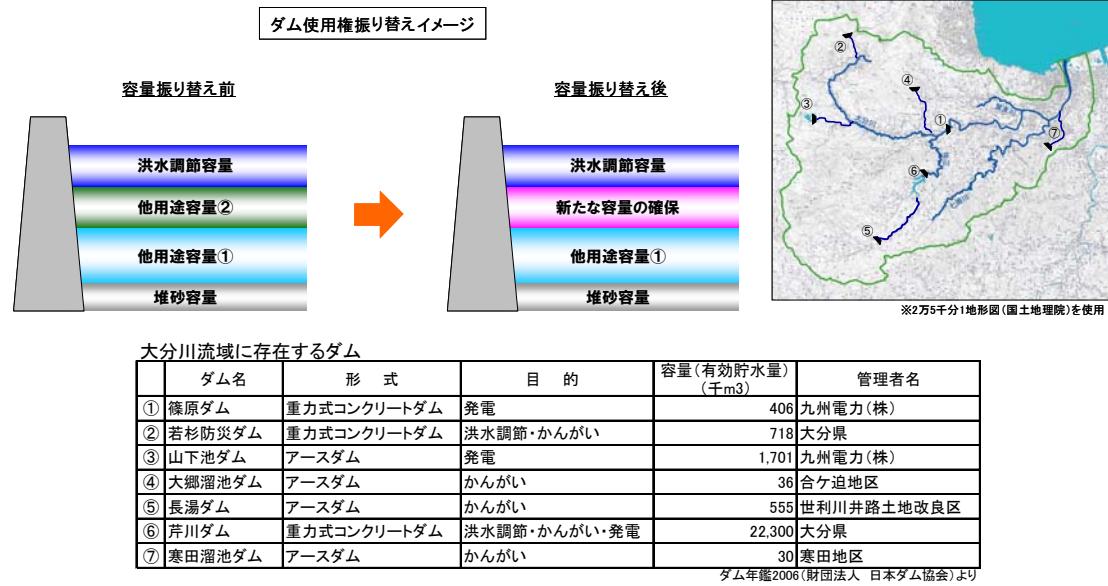


図 4-3-4-1-(9) ダム使用権等の振替イメージ

10) 既得水利の合理化、転用

用水路の漏水対策、取水施設の改良等による用水の使用量の削減、農地面積の減少、産業構造の変革等に伴う需要減分を、他の必要とする用途に転用する。

(検討の考え方)

大分川水系の既得水利の合理化、転用について、対策案への適用の可能性を検討する。

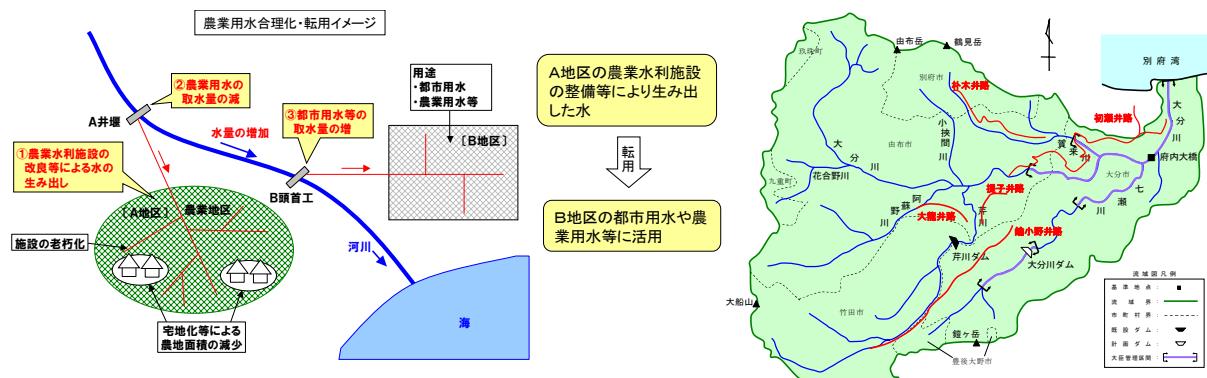


図 4-3-4-1-(10) 既得水利の合理化・転用イメージ

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

11) 渇水調整の強化

渴水調整協議会の機能を強化し、渴水時に被害を最小とするような取水制限を行う。



図 4-3-4-1-(11) 渇水調整の強化イメージ

12) 節水対策

節水コマなど節水機能の普及、節水運動の推進、工場における回収率の向上等により、水需要の抑制を図る。

(検討の考え方)

大分川水系の節水対策について、対策案への適用の可能性を検討する。



図 4-3-4-1-(12) 節水対策のイメージ

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

13) 雨水、中水利用

雨水利用の推進、中水利用施設の整備、下水道処理水利用の推進により、河川水、地下水を水源とする水需要の抑制を図る。

(検討の考え方)

大分川流域の雨水、中水利用について、対策案への適用の可能性を検討する。



図 4-3-4-1-(13) 雨水、中水利用のイメージ

(2) 新規利水対策案の大分川流域への適用性

表 4-3-3-1-(1)に14 方策の大分川流域への適用性について検討した結果、10. ダム使用権等の振替を除く 13 方策において検討を行うこととした。

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

表 4-3-4-1-(1) 14 方策の大分川流域への適用性について（新規利水）

「ダム事業の検証に係る検討に示されている方策実施要領細目」で示されている方策		14方策の概要	大分川流域への適用性
供給面での対応	1. ダム	河川を横過して専ら流水を貯留する目的で築造される構造物である。	大分川ダム建設事業による新規利水対策案を検討。 大分市水道局に対して必要な開発量を確認。
	2. 河道外貯留施設(貯水池)	河道外に貯水池を設け、河川の流水を導水し、貯留することで水源とする。	大分川下流域において、周辺補償物件が少ない箇所において検討。
	3. ダム再開発(かさ上げ)	既存のダムをかさ上げすることで容量を確保し、水源とする。	流域内の既設の7つのダムの内、必要な容量を確保できる芹川ダムを対象として検討。
	4. 他用途ダム容量の買い上げ	既存のダムの他の用途のダム容量を買い上げて容量とすることを水源とする。	流域内の既設の7つのダムの内、必要な容量を確保できる芹川ダムを対象として検討。
	5. 水系間導水	水量に余裕のある水系から導水することで水源とする。	大分川と隣接する大野川を対象に検討。
	6. 地下取水	伏流水や河川水に影響を与えないよう配慮しつつ、井戸の新設等により、水源とする。	大分市水道局の供給区域周辺において、井戸の新設による地下水取水を検討。
	7. ため池(取水後の貯留施設を含む。)	主に雨水や地区内流水を貯留するため池を設置することで水源とする。	大分川流域において、ため池の新設を検討。
	8. 海水淡水化	海水を淡水化する施設を設置し、水源とする。	大分川河口付近の別府湾沿岸部において、海水淡化施設の新設を検討。
	9. 水源林の保全	主にその土壤の動きにより、雨水を地中に浸透させ、ゆっくりと流出させるという水源林の持つ機能を保全し、河川流況の安定化を期待する。	効果をあらかじめ定量的に見込むことはできないが、効果量にかかるべく方策である。
	10. ダム使用権等の振替	需要が発生しておらず、水利権が付与されていないダム使用権等を必要な者に振り替える。	振り替え可能なダム使用権等が存在しないため、対策案の検討において採用しない。
需要面・供給面での総合的な対応	11. 既得水利の合理化・転用	用水路の漏水対策、取水施設の改良等による用水の使用量の削減、農地面積の減少、産業構造の変革等に伴う需要減分を、他の必要とする用途に転用する。	効果をあらかじめ定量的に見込むことはできないが、効果量にかかるべく方策である。
	12. 渇水調整の強化	渴水調整協議会の機能を強化し、渴水時に被害を最小とするような取水制限を行う。	効果をあらかじめ定量的に見込むことはできないが、効果量にかかるべく方策である。
	13. 節水対策	節水コマなど節水機能の普及、節水運動の推進、工場における回収率の向上等により、水需要の抑制を図る。	効果をあらかじめ定量的に見込むことはできないが、効果量にかかるべく方策である。
	14. 雨水・中水利用	雨水利用の推進、中水利用施設の整備、下水道処理水利用の推進により、河川水・地下水を水源とする水需要の抑制を図る。	効果をあらかじめ定量的に見込むことはできないが、効果量にかかるべく方策である。

■ 今回の検討において採用した方策

■ 効果量にかかるべく見込むべき方策

■ 今回の検討において採用しなかった方策

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

4.3.4.2 新規利水対策案の立案

(1) 新規利水対策案の組み合わせの考え方

- ・新規利水対策案の検討において、検証要領細目に示された方策のうち、大分川流域に適用可能な13方策を組み合わせて、できる限り幅広い利水対策案を立案した。
- ・新規利水対策案は、単独方策で効果を発揮できる案及び複数方策の組み合わせによって効果を発揮できる案について検討した。なお、「水源林の保全」、「既得水利の合理化、転用」、「渇水調整の強化」、「節水対策」、「雨水、中水利用」については、効果を定量的に見込むことが困難であるが、それぞれが大切な方策であり継続していくべきと考えられるため、全ての新規利水対策案に組み合わせることとした。
- ・代表的な方策別にグループ化し、新規利水対策案を検討した。各グループの考え方は以下のとおり。

グループ1：既設ダムを活用する案

既設ダムを活用する案として、大分川流域内の既設7ダムのうち、容量確保が可能な芹川ダムに必要な開発量を確保するため、「ダム再開発（かさ上げ）」、「他用途ダム容量の買い上げ」を検討する。

グループ2：地下水取水案

地下水取水により必要な開発量を確保するため、地下水取水を検討する。

グループ3：海水淡水化案

海水淡水化により必要な開発量を確保するため、海水淡水化を検討する。

グループ4：できるだけ河道外貯留施設を活用する案

できるだけ河道外貯留施設を活用する案として必要な開発量を確保するため、河道外貯留施設（貯水池）を活用したうえで、地下水取水、ため池、海水淡水化、ダム再開発（芹川ダム掘削）との組み合わせを検討する。

グループ5：できるだけ水系間導水を活用する案

できるだけ水系間導水を活用する案として必要な開発量を確保するため、大野川からの導水を活用したうえで、地下水取水や海水淡水化との組み合わせを検討する。

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

(2) 新規利水対策案の一覧

グループ 1：既設ダムを活用する案	・・・ [対策案：①, ②]
グループ 2：地下水取水案	・・・ [対策案：③]
グループ 3：海水淡水化案	・・・ [対策案：④]
グループ 4：できるだけ河道外貯留施設を活用する案	・・・ [対策案：⑤～⑧]
グループ 5：できるだけ水系間導水を活用する案	・・・ [対策案：⑨, ⑩]

なお、新規利水対策案の組み合わせ一覧表を表 4-3-4-2-(1)に示す。

また、立案した新規利水対策案の概要を P4-88～P4-99 に示す。

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

表 4-3-4-2-(1) 新規利水対策案の組み合わせ一覧表

河川整備 音計画	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
ダム	大分川ダム	ダム車両券 (かさ上げ) 大分川ダム	他用券ダム密 量の買い上げ 大分川ダム	河道外 貯留施設 (貯水池)	河道外 貯留施設 (貯水池)	ダム再開発 (掘削) 大分川ダム	ため池	水系間導水	海水淡化化	水源林の保全
供給面での 河川区域の 内応	供給面 での 河川区域の 外応	供給面 での 河川区域の 外応	地下水取水	地下水取水	地下水取水	ため池	地下水取水	水系間導水	海水淡化化	水源林の保全
需要面・ 供給面で の 総合的 な 対応が 必要な もの	既得水利の 合理化・転用	既得水利の 合理化・転用	既得水利の 合理化・転用	既得水利の 合理化・転用	既得水利の 合理化・転用	既得水利の 合理化・転用	既得水利の 合理化・転用	既得水利の 合理化・転用	既得水利の 合理化・転用	既得水利の 合理化・転用
	渦水調整 の強化	渦水調整 の強化	渦水調整 の強化	渦水調整 の強化	渦水調整 の強化	渦水調整 の強化	渦水調整 の強化	渦水調整 の強化	渦水調整 の強化	渦水調整 の強化
	節水対策	節水対策	節水対策	節水対策	節水対策	節水対策	節水対策	節水対策	節水対策	節水対策
	雨水・中水利 用	雨水・中水利 用	雨水・中水利 用	雨水・中水利 用	雨水・中水利 用	雨水・中水利 用	雨水・中水利 用	雨水・中水利 用	雨水・中水利 用	雨水・中水利 用

グループ1：既設ダムを活用する案

対策案①：ダム再開発（芹川ダムかさ上げ）

【対策案の概要】

- 既設芹川ダムのかさ上げを行う。
- かさ上げにあたっては、法令や技術基準等を満足するよう、芹川ダム建設時点の資料を基にダム構造等の設計を実施する。
- 堤体のかさ上げに伴い、既存の洪水調節設備（ゲート）が使用できなくなるため、洪水調節設備（ゲート）及び減勢工の新設を行う。
- 芹川ダム左岸側の尾根の高さが低いことから、漏水対策として、小規模の重力式コンクリートダムを設置する。
- 貯水位が上昇することにより、ダム上流が水没することとなるため、用地補償を行う。
- 貯水位が上昇することにより、道路の付け替えを行う。

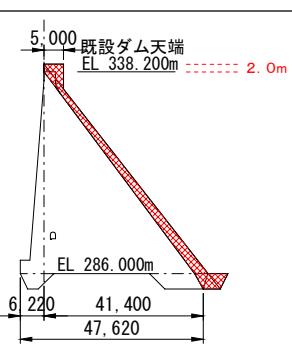
※ 新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※ 対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。

芹川ダム位置図



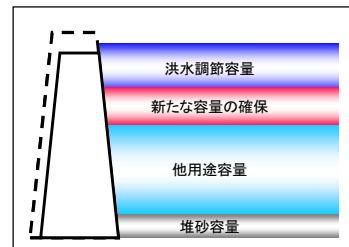
芹川ダム堤体断面図



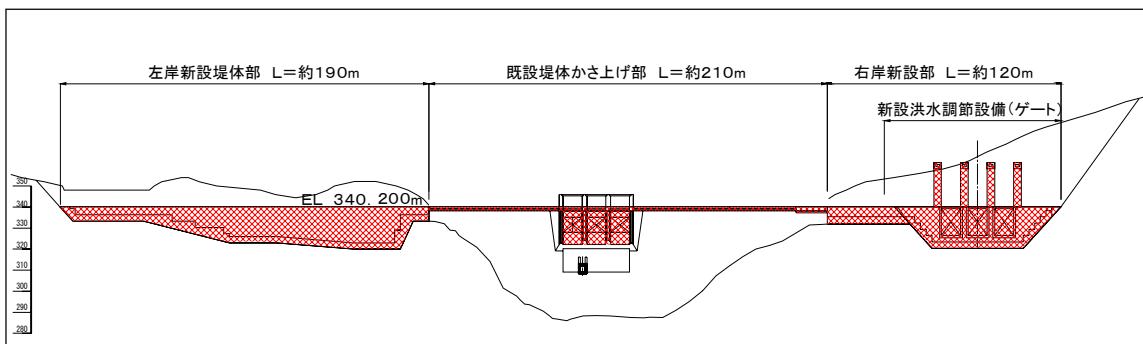
【利水対策案】

■ダムの有効活用
(かさ上げ:2.0m) 約140万m ³
芹川ダム 3橋
新規利水容量V=1,500千m ³
用地買収 約14.3ha

かさ上げイメージ



芹川ダム堤体正面図



4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

グループ1：既設ダムを活用する案

対策案②：他用途ダム容量の買い上げ（芹川ダム発電容量の買い上げ）

【対策案の概要】

- 既設芹川ダムの容量買い上げを行う。
- 新規利水容量 $V=1,500$ 千 m^3 を既設芹川ダムで確保するため、発電容量の買い上げを行う。
- 容量の買い上げに伴い、発電の恒久減電補償及び放流設備設置に伴う工事期間中の減電補償を行う。
- 芹川ダム及び下流の芹川逆調整池ダム、九電大竜発電所取水堰及び篠原ダムについて、新規利水用水を放流するための、利水放流設備の新設を行う。

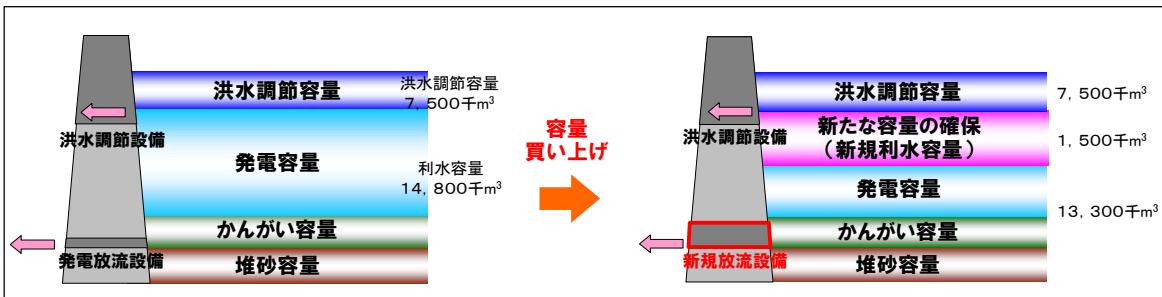
- ※ 新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。
 ※ 対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。
 ※ 発電容量買い上げの検討は工事期間中と発電所の残存耐用年数を考慮した期間の電力量の減少に加え、有効出力の減少に対して補償するものとして実施した。
 ※ 補償の考え方は、関係者との事前協議や調整は行っていない。

【利水対策案】
■ダムの有効活用
 (発電容量買い上げ)
芹川ダム
 新規利水容量 $V=1,500$ 千 m^3
 用地買収 約0.2ha

影響を及ぼす発電所施設



容量買い上げイメージ



グループ2：地下水取水案

対策案③：地下水取水

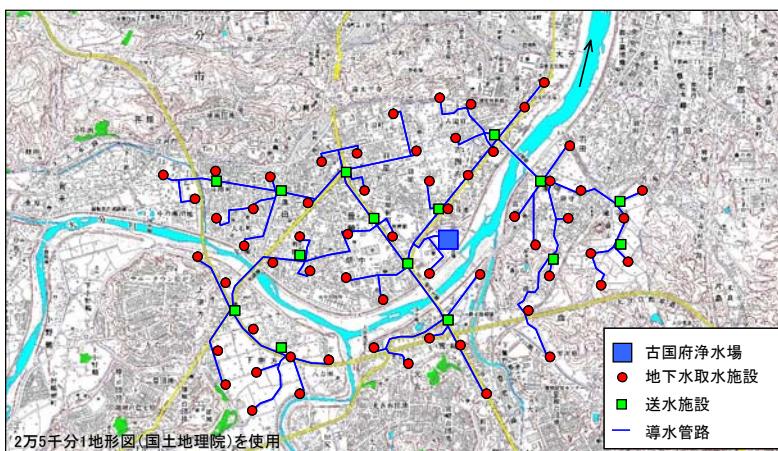
【対策案の概要】

- ・地下水取水施設を設置する。
- ・地下水取水施設は、大分市内の地下水取水実績を踏まえ、一戸当たり計画取水量を日量 600m³とする。
- ・地下水取水施設の間隔は、大分市内の地下水取水実績などを参考として、概ね 300m 間隔に設定する。
- ・地下水取水後は、古国府浄水場へ導水管にて送水する。
- ・導水施設として中継送水施設を設置する。
- ・地下水取水施設の設置に伴い、用地補償を行う。

※ 新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

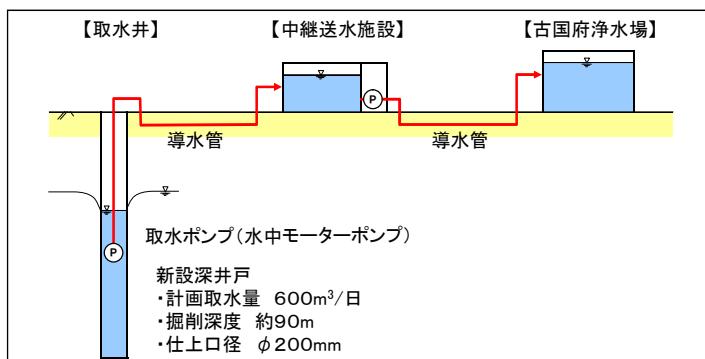
※ 対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。

地下水取水施設及び送水施設配置イメージ



【利水対策案】	
■地下水取水 取水施設設置 送水施設設置 用地買収	約60箇所 15箇所 約1.7ha

地下水取水イメージ



グループ3：海水淡水化案

対策案④：海水淡水化

【対策案の概要】

- ・海水淡水化施設を設置する。
- ・福岡地区水道企業団「海水淡水化センター（まみずピア）（敷地面積=46,000m²、最大生産能力=50,000m³/日）」を参考とし、海水淡水化設備、薬品注入設備、ポンプ設備、電気、計装設備等を設置する。
- ・施設予定地は、別府湾沿岸部及び大分川河口部で施設設置を見込める大分市豊海地区とする。
- ・海水淡水化施設から、古国府浄水場へ導水管（φ600mm）にて送水する。（L=約6.6km）
- ・海水淡水化施設の設置に伴い、用地補償を行う。

※ 新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

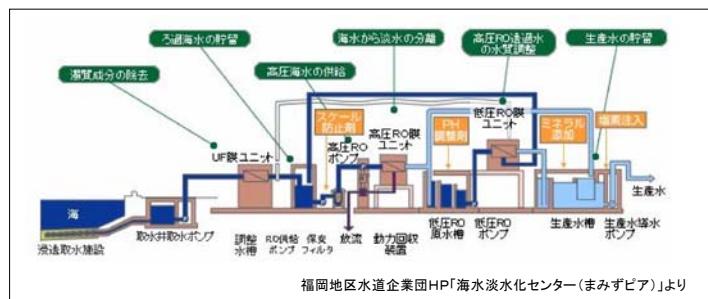
※ 対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。

海水淡水化施設位置図



【利水対策案】	
■海水淡水化施設	1式
海水淡水化設備	1式
導水管 φ=600mm	L=約 6.6km
用地買収	約2.0ha

海水淡水化施設図



海水淡水化施設

UF膜設備



高圧RO膜設備



福岡地区水道企業団HP「海水淡水化センター（まみずピア）」より

海水淡水化施設候補地



グループ4：できるだけ河道外貯留施設を活用する案

対策案⑤：河道外貯留施設（貯水池）+地下水取水

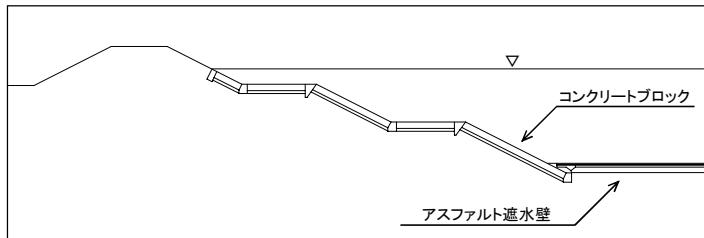
【対策案の概要】

- ・河道外貯留施設（貯水池）及び地下水取水施設を設置する。
- ・河道外貯留施設と地下水取水の組合せは、貯留施設として安定した取水が確保できる河道外貯留施設の設置を優先し、不足分を地下水取水施設の設置で対応することとしたが、全量を河道外貯留施設で確保できるため、河道外貯留施設を設置する。
- ・大分川流域の地形状況及び土地利用の状況から、候補地は大分市内の5地区を抽出する。
- ・河道外貯留施設は5候補地のうち、必要量150万m³を最も経済的に確保できる下宗方地区1箇所とする。
- ・ポンプ取水による貯留を行い、河川へ放流する。
- ・河道外貯留施設の設置に伴い、用地補償を行う。

※ 新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※ 対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。

下宗方地区貯水池横断図



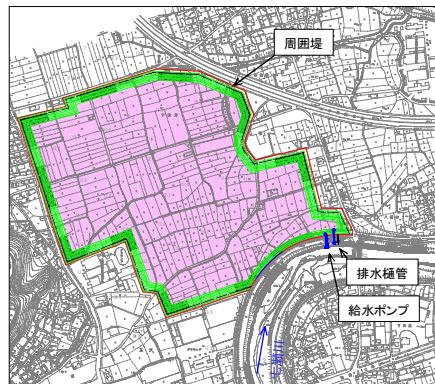
【利水対策案】

■ 河道外貯留施設(貯水池)
貯留施設 1箇所
用地買収 約35.2ha

下宗方地区貯水池位置図



下宗方地区貯水池平面図



グループ4：できるだけ河道外貯留施設を活用する案

対策案⑥：河道外貯留施設（貯水池）+ため池

【対策案の概要】

- ・河道外貯留施設（貯水池）及びため池を設置する。
- ・河道外貯留施設とため池の組合せはコスト面で優位となるため池整備を優先し、不足分を河道外貯留施設の設置で対応する。
- ・新設するため池候補地は、大分川流域の地形状況及び土地利用の状況から抽出し、3箇所とする。
- ・ため池の貯留量は3箇所合計で約80万m³となる。
- ・ため池の設置に伴い、用地補償を行う。
- ・大分川流域の地形状況及び土地利用の状況から、河道外貯留施設の候補地は大分市内の5地区を抽出する。
- ・河道外貯留施設は5候補地のうち、必要量70万m³を最も経済的に確保できる口戸地区1箇所とする。
- ・河道外貯留施設の設置に伴い、用地補償を行う。

※ 新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※ 対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。

【利水対策案】

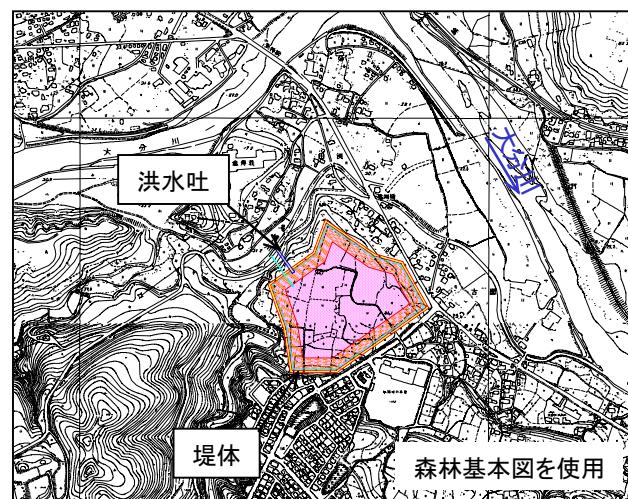
■河道外貯留施設(貯水池)	
貯留施設	1箇所
用地買収	約26.1ha
■ため池	
ため池	3箇所
用地買収	約12.0ha

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

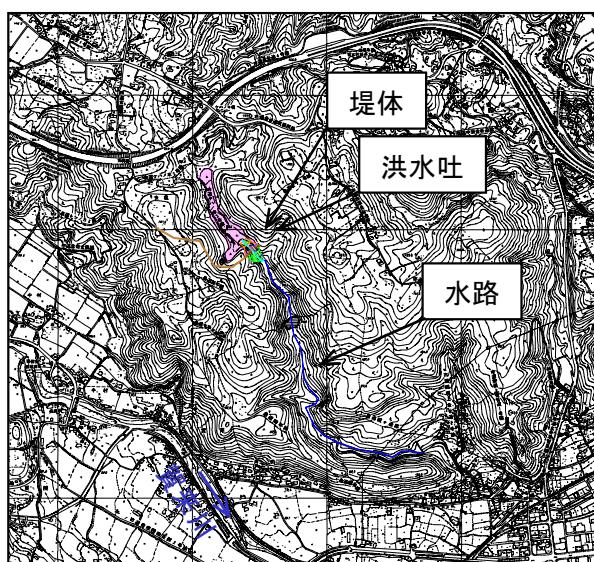
ため池及び貯水池位置図



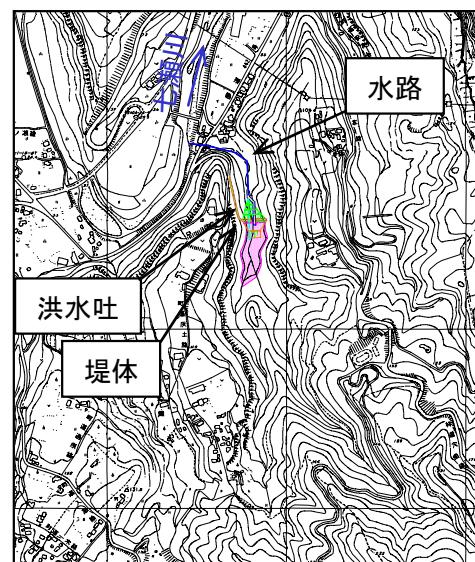
ため池A平面図



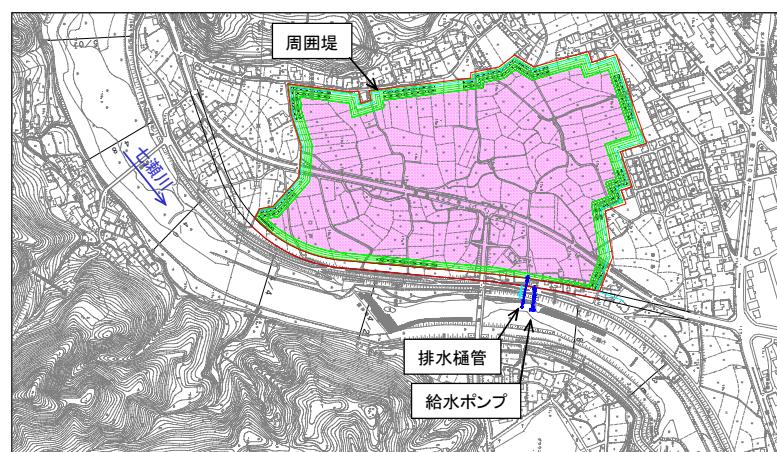
ため池B平面図



ため池C平面図



口戸貯水池平面図



グループ4：できるだけ河道外貯留施設を活用する案

対策案⑦：河道外貯留施設（貯水池）+海水淡化化

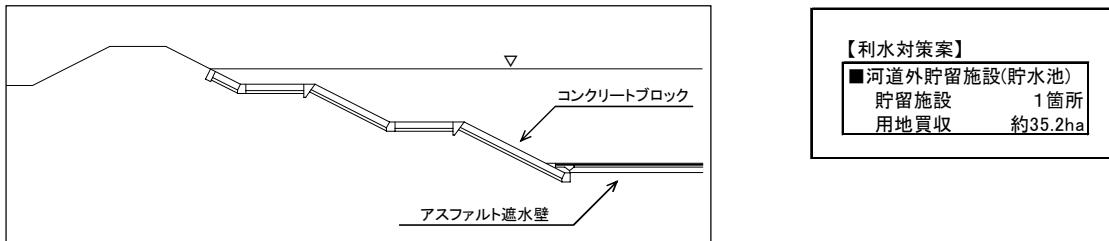
【対策案の概要】

- ・河道外貯留施設（貯水池）及び海水淡水化施設を設置する。
- ・河道外貯留施設と海水淡水化施設の組合せは、コスト面で優位となる河道外貯留施設の設置を優先し、不足分を海水淡水化施設の設置で対応することとしたが、全量を河道外貯留施設で確保できるため、河道外貯留施設を設置する。
- ・大分川流域の地形状況及び土地利用の状況から、候補地は大分市内の5地区を抽出する。
- ・河道外貯留施設は5候補地のうち、必要量150万m³を最も経済的に確保できる下宗方地区1件とする。
- ・ポンプ取水による貯留を行い、河川へ放流する。
- ・河道外貯留施設の設置に伴い、用地補償を行う。

※ 新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※ 対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。

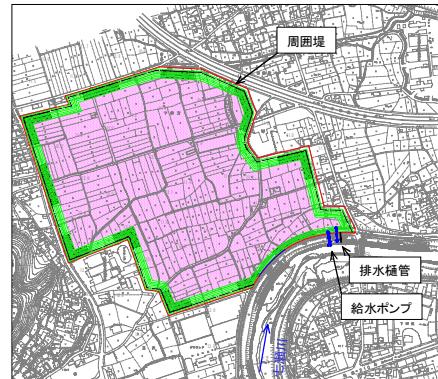
下宗方地区貯水池横断図



下宗方地区貯水池位置図



下宗方地区貯水池平面図



グループ4：できるだけ河道外貯留施設を活用する案**対策案⑧：ダム再開発（芹川ダム掘削）+河道外貯留施設（貯水池）+ため池****【対策案の概要】**

- 既設芹川ダムの掘削及び河道外貯留施設（貯水池）、ため池の設置を行う。
- 芹川ダムの掘削及び河道外貯留施設、ため池の組合せは、コスト面で優位となる芹川ダムの掘削及びため池整備を優先し、不足分を河道外貯留施設の設置で対応する。
- 掘削箇所は貯水池上流部の湖床とし、掘削高さは最低水位 EL313.0m から洪水期制限水位 EL331.0mまでの 18.0m 間とする。
- 掘削形状は現況最大河床勾配を限度とし、上流部の芹川第三発電所放流口に支障を与えない範囲で掘削を行い、約 20 万 m^3 を確保する。
- 施工にあたっては、発電水位を下げる必要があることから、工事期間中の減電補償を行う。
- 新設するため池候補地は、大分川水域の地形状況及び土地利用の状況から抽出し、3 箇所とする。
- ため池の貯留量は 3 箇所合計で約 80 万 m^3 となる。
- ため池の設置に伴い、用地補償を行う。
- 大分川流域の地形状況及び土地利用の状況から、河道外貯留施設の候補地は大分市内の 5 地区を抽出する。
- 河道外貯留施設は 5 候補地のうち、必要量 50 万 m^3 を最も経済的に確保できる平横瀬地区 1 箇所とする。
- 河道外貯留施設の設置に伴い、用地補償を行う。

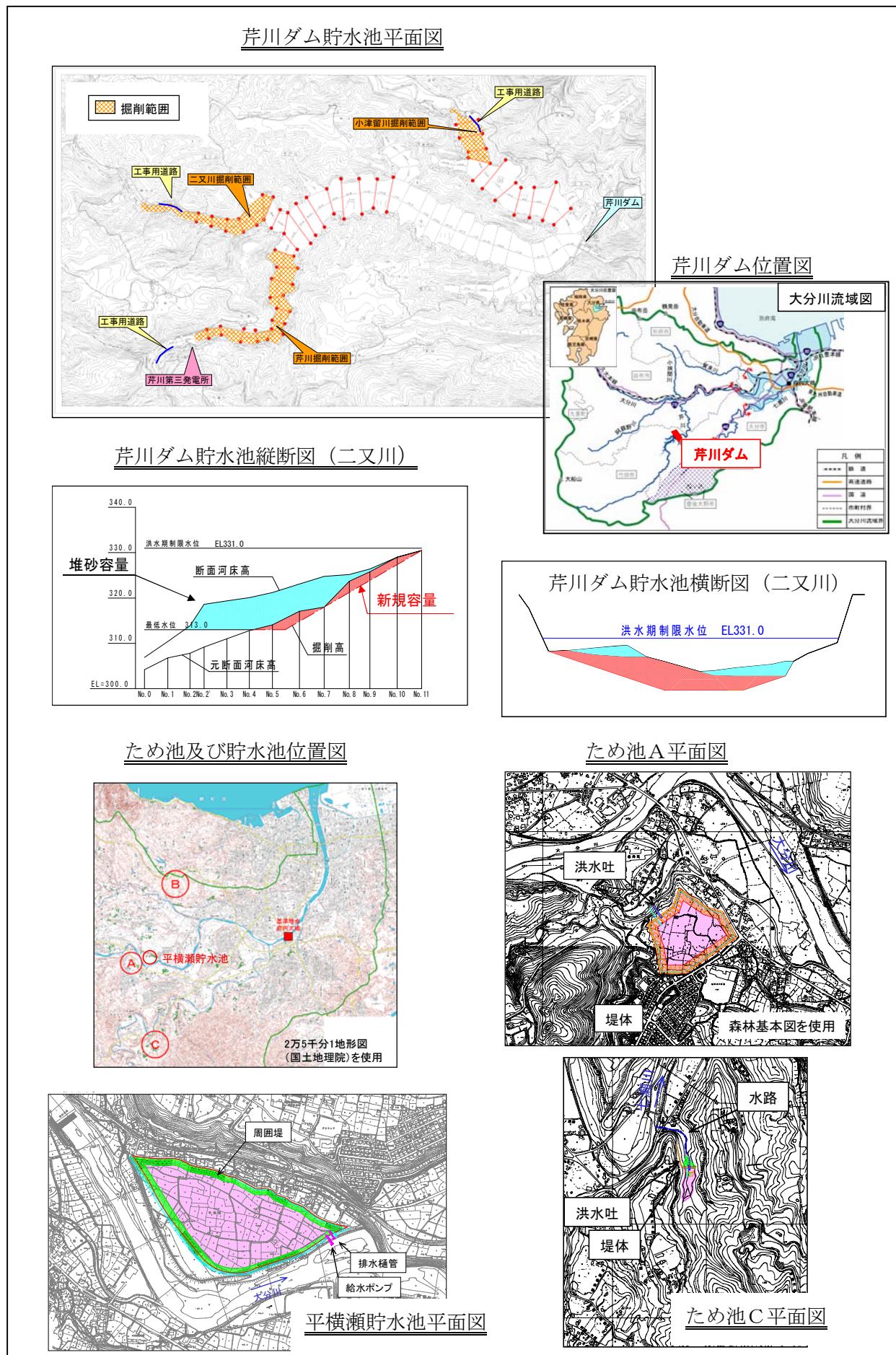
※ 新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※ 対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。

【利水対策案】

■ダムの有効活用 (ダム再開発)	
芹川ダム	
掘削	約20万 m^3
■河道外貯留施設(貯水池)	
貯留施設	1箇所
用地買収	約16.6ha
■ため池	
ため池	3箇所
用地買収	約12.0ha

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容



グループ5:できるだけ水系間導水を活用する案

対策案⑨:水系間導水(大野川) + 地下水取水

【対策案の概要】

- ・大野川からの導水及び地下水取水施設の設置を行う。
- ・大野川の流況は安定していないことから、水系間導水だけでは確認した必要な開発量が確保できず、地下水取水での補完が必要となる。
- ・大野川取水口の位置は、渴水時の水深確保及びポンプ施設用地等を考慮し、大野川白滝橋左岸とする。
- ・導水ルートは、大野川の取水地点から古国府浄水場の間の国道10号線ルートとする。
(L=約6.8km)
- ・大野川からの取水は、取水堰(固定堰)により取水し、ポンプ圧送により導水する。
- ・水系間導水施設の設置に伴い、用地補償を行う。

※ 新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※ 対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。

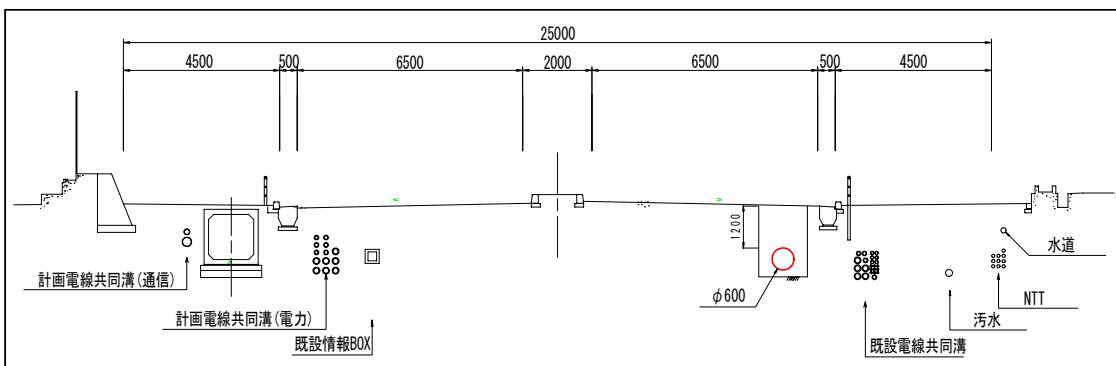
水系間導水ルート



【利水対策案】

■水系間導水(大野川)	導水管 $\phi = 600\text{mm}$
	L=約6.8km
用地買収	約0.7ha
■地下水取水	
取水施設設置	約60箇所
送水施設設置	15箇所
用地買収	約1.7ha

国道10号線における導水管標準横断図



4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

グループ5：できるだけ水系間導水を活用する案

対策案⑩：水系間導水（大野川）+海水淡化化

【対策案の概要】

- ・大野川からの導水及び海水淡水化施設の設置を行う。
- ・大野川の流況は安定していないことから、水系間導水だけでは確認した必要な開発量が確保できず、海水淡水化での補完が必要となる。
- ・大野川取水口の位置は、渴水時の水深確保及びポンプ施設用地等を考慮し、大野川白滝橋左岸とする。
- ・導水ルートは、大野川の取水地点から古国府浄水場の間の国道10号線ルートとする。
(L=約6.8km)
- ・大野川からの取水は、取水堰（固定堰）により取水し、ポンプ圧送により導水する。
- ・水系間導水施設の設置に伴い、用地補償を行う。

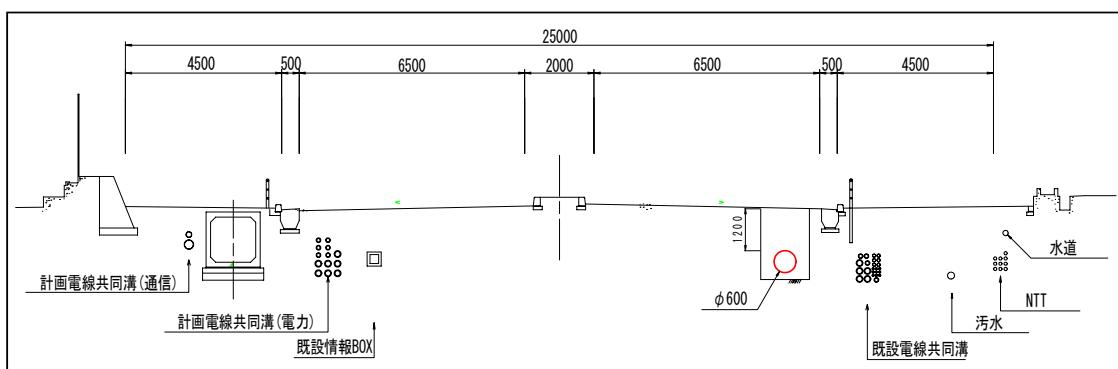
※ 新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※ 対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。

水系間導水ルート



国道10号線における導水管標準横断図



4.3.5 概略評価による新規利水対策案の抽出

(1) 概略評価による新規利水対策案抽出の考え方

4.3.3で立案した11の新規利水対策案について、検証要領細目（P.13）に示されている「②概略評価による治水対策案の抽出2」（以下参照）を準用し概略評価を行い、現計画（ダム案）以外の新規利水対策案を1～5のグループ別に抽出した。抽出結果を次頁の表4-3-5-(1)に示す。

- グループ1：既設ダムを活用する案
- グループ2：地下水取水案
- グループ3：海水淡水化案
- グループ4：できるだけ河道外貯留施設を活用する案
- グループ5：できるだけ水系間導水を活用する案

【参考：検証要領細目より抜粋】

多くの治水対策案を立案した場合には、概略評価を行い、1)に定める手法で治水対策案を除いたり（棄却）、2)に定める手法で治水対策案を抽出したり（代表化）することによって、2～5案程度を抽出する。

1) 次の例のように、評価軸で概略的に評価（この場合、必ずしも全ての評価軸で評価を行う必要はない）すると、一つ以上の評価軸に関して、明らかに不適当と考えられる結果となる場合、当該治水対策案を除くこととする。

- イ) 制度上、技術上の観点から極めて実現性が低いと考えられる案
- ロ) 治水上の効果が極めて小さいと考えられる案
- ハ) コストが極めて高いと考えられる案 等

なお、この段階において不適当とする治水対策案については、不適当とする理由を明示することとし、該当する評価軸については可能な範囲で定量化して示す。

2) 同類の治水対策案がある場合は、それらの中で比較し最も妥当と考えられるものを抽出する。例えば、遊水地の適地が多くあって、複数の案が考えられるような場合、最も妥当と考えられる案を抽出する。この例の場合、効果が同じであるならば、移転補償家屋数、コスト等について定量的な検討を行い、比較することが考えられる。

具体には、11の新規利水対策案について、安全度、コスト^{※1}、実現性（制度上、技術上の観点）の評価軸において、明らかに不適当と考えられる結果となる場合、当該新規利水対策案を除くこととし、残った案を全て抽出した。

※1 コストについては、現計画（ダム案）と比較して現河川整備計画（大分川ダムを含む）事業費の2倍を超えるものを極めて高いものとして棄却

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

表 4-3-5-(1) 新規利水対策案のグループ

No.	グループ No.	対策案 No.	対策案の概要
	現計画(ダム案)	河川整備計画(大分川ダム)	大分市水道用水(35,000m ³ /日)を確保するため、大分川ダムにより 1,500千m ³ の容量を確保する。
1 既設ダムを活用する 案	① ダム再開発(芹川ダムかさ上げ)		大分市水道用水(35,000m ³ /日)を確保するため、既設芹川ダムのかさ上げ(H=2.0m)により、1,500千m ³ の容量を確保する。
	② 他用途ダム容量の買い上げ(芹川ダム発電容量買い上げ ^f)		大分市水道用水(35,000m ³ /日)を確保するため、既設芹川ダムの発電容量買い上げにより、1,500千m ³ の容量を確保する。
2 地下水取水案	③ 地下水取水		大分市水道用水(35,000m ³ /日)を確保するため、地下水取水施設(35,000m ³ /日)を建設し、古国府淨水場まで導水する。
3 海水淡化化案	④ 海水淡化化		大分市水道用水(35,000m ³ /日)を確保するため、海水淡化化施設(35,000m ³ /日)を建設し、古国府淨水場まで導水する。
	⑤ 河道外貯留施設(貯水池) + 地下水取水		大分市水道用水(35,000m ³ /日)を確保するため、河道外貯留施設(35,000m ³ /日)を建設し、河川へ放流する。
4 できるだけ河道外貯 留施設を活用する 案	⑥ 河道外貯留施設(貯水池) + ため池		大分市水道用水(35,000m ³ /日)を確保するため、ため池(800千m ³)を建設し、不足する700千m ³ は河道外貯留施設を建設し、河川へ放流する。
	⑦ 河道外貯留施設(貯水池) + 海水淡化化		大分市水道用水(35,000m ³ /日)を確保するため、河道外貯留施設(35,000m ³ /日)を建設し、河川へ放流する。
	⑧ ダム再開発(芹川ダム掘削) + 河道外貯留施設(貯水池) + ため池		大分市水道用水(35,000m ³ /日)を確保するため、ため池(800千m ³)の建設及び芹川ダムの掘削(200千m ³)を行い、不足する500千m ³ は河道外貯留施設を建設し、河川へ放流する。
5 できるだけ水系間導 水を活用する 案	⑨ 水系間導水(大野川) + 地下水取水		大分市水道用水(35,000m ³ /日)を確保するため、大野川から古国府淨水場に導水する。
	⑩ 水系間導水(大野川) + 海水淡化化		大分市水道用水(35,000m ³ /日)を確保するため、大野川から古国府淨水場に導水する。

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

(2) 各対策案の概略評価

各対策案の概略評価は次に示すとおりである。

【現計画（ダム案）：河川整備計画（大分川ダム）】

- ・大分川ダムの建設により、大分市より確認した必要な開発量を確保する案である。
- ・現計画（ダム案）は、目標の観点から問題はなく、また実現性の観点から、制度上、技術上の問題はない。

表 4-3-5-(2) 現計画（ダム案）の概略評価

現計画					
対策案		目標	完成までに要する費用	実現性	
河川整備計画	内容	・確認した必要量を確保できるか	概算コスト (億円)	・制度上の観点から実現性の見通しはどうか ・技術上の観点から実現性の見通しはどうか	
現計画 (ダム案)	河川整備計画(大分川ダム)	・確認した必要な開発量を確保できる。	約90	・現行法制度上の問題はない ・技術上の問題はない	

※概略評価にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

【グループ1からの抽出】

- ・対策案①、②は、目標の観点から問題はなく、また実現性の観点から、制度上、技術上の問題はない。
- ・対策案①、②を抽出する。

表 4-3-5-(3) グループ1 対策案の概略評価

グループ1						
グループ	対策案 No.	対策案	概略評価			
			目標	完成までに要する費用	実現性	
既設ダムを活用する案	①	ダム再開発(芹川ダムかさ上げ)	・確認した必要量を確保できるか	評価 （コストが極めて高い）	概算コスト (億円)	評価 （制度上の観点から実現性の見通しはどうか）
	②	他用途ダム容量の買い上げ(芹川ダム発電容量買上げ)	・確認した必要な開発量を確保できると考えられる。	—	約200	・現行法制度上の問題ないと考えられる。 ・技術上の問題ないと考えられる。

※概略評価にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

【グループ2からの抽出】

- 対策案③は、目標の観点から問題はなく、また実現性の観点から、制度上、技術上の問題はない。
- 対策案③を抽出する。

表 4-3-5-(4) グループ2 対策案の概略評価

グループ2			対策案 内容	概略評価				
グループ	対策案 No.	目標		完成までに要する費用	実現性		評価	
		・確認した必要量を確保できるか	評価	概算コスト (億円)	評価 (コストが極めて高い)	・制度上の観点から実現性の見通しはどうか ・技術上の観点から実現性の見通しはどうか		最も妥当とする案
地下水取水案	③	地下水取水	・確認した必要な開発量を確保できると考えられる。	—	約150	—	・現行法制度上の問題はないと考えられる。 ・技術上の問題はないと考えられる。	— ○

※概略評価にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

【グループ3からの抽出】

- 対策案④は、目標の観点から問題はなく、また実現性の観点から、制度上、技術上の問題はない。
- 対策案④は、概算コストが現計画（ダム案）に比べて極めて高いため棄却する。このため、グループ3（海水淡水化案）から対策案の抽出はない。

表 4-3-5-(5) グループ3 対策案の概略評価

グループ3			対策案 内容	概略評価				
グループ	対策案 No.	目標		完成までに要する費用	実現性		評価	
		・確認した必要量を確保できるか	評価	概算コスト (億円)	評価 (コストが極めて高い)	・制度上の観点から実現性の見通しはどうか ・技術上の観点から実現性の見通しはどうか		最も妥当とする案
海水淡水化案	④	海水淡水化	・確認した必要な開発量を確保できると考えられる。	—	約340	棄却	・現行法制度上の問題はないと考えられる。 ・技術上の問題はないと考えられる。	—

※概略評価にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

【グループ4からの抽出】

- ・対策案⑤～⑧は、目標の観点から問題はなく、また実現性の観点から、制度上、技術上の問題はない。
- ・対策案⑤～⑧は、概算コストが現計画（ダム案）に比べて極めて高いため棄却する。このため、グループ4（河道外貯留施設案）から対策案の抽出はない。

表 4-3-5-(6) グループ4 対策案の概略評価

グループ4 対策案			概略評価						
グループ	対策案 No.	内容	目標		完成までに要する費用	実現性		評価	最も妥当とする案
			確認した必要量を確保できるか	評価		概算コスト（億円）	評価（コストが極めて高い）	制度上の観点から実現性の見通しはどうか	
できるだけ 河道外貯留 施設を活用 する案	⑤	河道外貯留施設（貯水池）+地下水取水	確認した必要な開発量を確保できると考えられる。	—	約310	棄却	・現行法制度上の問題はないと考えられる。 ・技術上の問題はないと考えられる。	—	
	⑥	河道外貯留施設（貯水池）+ため池	同上	—	約310	棄却	同上	—	
	⑦	河道外貯留施設（貯水池）+海水淡化化	同上	—	約310	棄却	同上	—	
	⑧	ダム再開発（芹川ダム掘削）+河道外貯留施設（貯水池）+ため池	同上	—	約340	棄却	同上	—	

※概略評価にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整を行っていない。

【グループ5からの抽出】

- ・大野川の流況は必ずしも安定していないことから、水系間導水だけでは確認した必要な開発量が確保できず、地下水取水や海水淡水化での補完が必要となる。よって、確認した必要な開発量の確保を確実なものとするためにはコストが高額となることから棄却する。

このため、グループ5（水系間導水案）からの対策案の抽出はない。

表 4-3-5-(7) グループ5 対策案の概略評価

グループ5 対策案			概略評価						
グループ	対策案 No.	内容	目標		完成までに要する費用	実現性		評価	最も妥当とする案
			確認した必要量を確保できるか	評価		概算コスト（億円）	評価（コストが極めて高い）	制度上の観点から実現性の見通しはどうか	
できるだけ 水系間導水 を活用する 案	⑨	水系間導水（大野川）+地下水取水	確認した必要な開発量を確保できると考えられる。	—	約120 ～ 約270	棄却	・現行法制度上の問題はないと考えられる。 ・技術上の問題はないと考えられる。	—	
	⑩	水系間導水（大野川）+海水淡水化	同上	—	約120 ～ 約460	棄却	同上	—	

※概略評価にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整を行っていない。

※2 約120億円は水系間導水のみに要する費用。確認した必要な開発量確保のために補完を行う場合、地下水取水で最大約150億円、海水淡水化で最大約340億円の追加費用が必要となる。

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

(3) 概略評価による対策案の抽出結果

概略評価によって以下の4案を抽出した。

表 4-3-5-(8) 概略評価による新規利水対策案の抽出結果

No.	グループ	No.	対策案	評価
	現計画(ダム案)		河川整備計画(大分川ダム)	○
1	既設ダムを活用する案	①	ダム再開発(芹川ダムかさ上げ)	○
		②	他用途ダム容量の買い上げ(芹川ダム発電容量買い上げ)	○
2	地下水取水案	③	地下水取水	○
3	海水淡水化案	④	海水淡水化	棄却(コスト)
4	できるだけ河道外貯留施設を活用する案	⑤	河道外貯留施設(貯水池)+地下水取水	棄却(コスト)
		⑥	河道外貯留施設(貯水池)+ため池	棄却(コスト)
		⑦	河道外貯留施設(貯水池)+海水淡水化	棄却(コスト)
		⑧	ダム再開発(芹川ダム掘削)+河道外貯留施設(貯水池)+ため池	棄却(コスト)
5	できるだけ水系間導水を活用する案	⑨	水系間導水(大野川)+地下水取水	棄却(コスト)
		⑩	水系間導水(大野川)+海水淡水化	棄却(コスト)

※ ○は、抽出した新規利水対策案

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

4.3.6 利水参画者等への意見聴取結果

(1) 概略評価による利水対策案に対する意見聴取

概略評価により抽出した 4 つの利水対策案、1) 河川整備計画（大分川ダム）、2) ダム再開発（芹川ダムかさ上げ）、3) 他用途ダム容量の買い上げ（芹川ダム発電容量買い上げ）、4) 地下水取水について利水参画者等に対して意見聴取を行った。

(2) 利水対策案に対する意見聴取先

利水対策案について、以下の大分川ダムの利水参画者、関係河川使用者（利水対策案に関係する施設の管理者や関係者）及び利水対策案を構成する施設が所在する関係自治体に対して意見聴取を行った。

表4-3-6-(1) 利水対策案意見聴取先一覧

県	市町	団体名
大分県		九州電力(株)
大分県(企業局)		大分県土地改良事業団体連合会
	大分市	
	大分市(水道)	
	竹田市	
	豊後大野市	
	由布市	
	由布市(水道)	
	別府市	
	別府市(水道)	
	九重町	
	玖珠町	

(3) 意見聴取結果

意見聴取の結果を以下に示す。

1) 河川整備計画（大分川ダム）

- ・大分川ダム建設事業は本体工事着工目前という進捗状況から、概算コストは他案と比べ安価であることや完成までの工期が約8年ということで早期に利水の確保が図られるものと考えます。
- ・特にありません。
- ・意見はありません。
- ・由布市域における水道用水、農業用水の確保に支障を生じさせないこと。また水質を悪化させない事業計画とするよう要望します。
- ・現計画案（大分川ダム）の河川整備を引き続き行うことにより安定した開発量を確保できコスト削減に繋がるものと思われる。
- ・厚生労働省より認可された別府市水道事業基本計画（第7期拡張第3次変更）に基づく、別府市街地の約80%に給水している朝見浄水場の主水源である大分川表流水の取水量（ $Q=0.6\text{m}^3/\text{s}$ ）を確保することができれば、取水地点が対象区の上流であるため、対策案に対する意見は特にありません。
- ・本町の利水計画に影響するものでないと考えるので、意見はありません。
- ・大分川ダム建設による利水利用について、当町においては、位置的に直接的な影響を受けないため、特に意見はありません。
- ・芹川ダムは現在も水不足で苦労しているため、大分川ダムの代替案として、芹川ダムを活用する対策案は考えられない。

2) ダム再開発（芹川ダムかさ上げ）

- ・現行案に対して代替案を行った場合の実現までの期間も重要であり、評価軸に加えるべきである。
- ・地元流域住民は、現行計画での早期着工・早期完成を要望しており、大分市も県や国に対して同様の要請を行っている。国はこうした地域の意見を尊重すべきと考える。
- ・ダム湖の富栄養化が考えられるため、上水道用に転用する場合は、浄化対策等新たな施設が必要になる。
- ・治水・市の上水道・かんがい・発電等ダム操作が複雑になり、出水時における河川管理上の瑕疵が生じやすい状況となるため、国によるダム本体の買取りを前提に検討していただきたい。
- ・かさ上げに伴い新たな水没地が生じ、用地買収や道路等の付け替えが必要となる。現行計画でほぼ終了していることを、再度行わなければならず大幅な手戻りとなるため、地域の合意形成は、極めて困難である。
- ・ダム湖上流にある当局芹川第三発電所（GL338m）の護岸補強等が必要と思われる。ま

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

たダム水位上昇による有効落差の減少に伴う減電補償が必要となる。

- ・新たな利水容量の増加により、ダム運用に係る各利水者や治水者との連絡調整が煩雑になる。
- ・芹川ダムには発電容量の他にかんがい用容量が確保されているが、現状でも渇水時にはかんがい用容量の不足が懸念されるため、下流利水者に節水をお願いしている。新たな利水容量を確保しても、大分市水道を含む各利水者への適切な配分が可能か疑問がある。以上のことから、対策案には賛成できない。
- ・芹川ダムは県営ダムであることから、かさ上げ案については市の立場からの意見はございません。
- ・利水者としての負担が、①案による大分川ダム事業建設負担金より増加することになれば、事業への参画は困難であります。
- ・芹川ダム湖周囲には、急峻な山が多く貯水位が上昇することにより地すべりを誘発することが懸念される。
- ・現在、芹川ダム近隣において県道の大規模な道路改良中であり貯水位の上昇による再度の道路付け替え工事及びサーチャージ水位の上昇による集落の移転が想定されるため住民の合意形成が困難である。
- ・意見はありません。
- ・由布市域における水道用水、農業用水の確保に支障を生じさせないこと。また水質を悪化させない事業計画とするよう要望します。
- ・芹川ダムの利水対策については、水道水の取水場所が下流にあり、平成元年にカビ臭除去のため活性炭処理施設を設置しております。そのため、汚濁水増量に繋がる芹川ダムのかさ上げ計画案及び芹川ダム発電容量の買い上げの計画案と既設ダムの活用案は避けることをお願いします。
- ・厚生労働省より認可された別府市水道事業基本計画（第7期拡張第3次変更）に基づく、別府市街地の約80%に給水している朝見浄水場の主水源である大分川表流水の取水量 ($Q=0.6\text{m}^3/\text{s}$) を確保することができれば、取水地点が対象区の上流であるため、対策案に対する意見は特にありません。
- ・本町の利水計画に影響するものでないと考えるので、意見はありません。
- ・大分川ダム建設による利水利用について、当町においては、位置的に直接的な影響を受けないため、特に意見はありません。
- ・芹川ダム利用での具体的な水運用が示されていないので、当社設備に対しどの程度支障を生じるか具体的に予測することは困難である。したがって、具体的な水運用を示して頂きたい。一般論としては、現状の河川流量を下回るような状況となれば、発電量が低下し減電が発生する。
- ・芹川ダムは現在も水不足で苦労しているため、大分川ダムの代替案として、芹川ダムを活用する対策案は考えられない。

3) 他用途ダム容量の買い上げ（芹川ダム発電容量買い上げ）

- ・現行案に対して代替案を行った場合の実現までの期間も重要であり、評価軸に加えるべきである。
- ・地元流域住民は、現行計画での早期着工・早期完成を要望しており、大分市も県や国に対して同様の要請を行っている。国はこうした地域の意見を尊重すべきと考える。
- ・ダム湖の富栄養化が考えられるため、上水道用に転用する場合は、浄化対策等新たな施設が必要になる。
- ・治水・市の上水道・かんがい・発電等ダム操作が複雑になり、出水時における河川管理上の瑕疵が生じやすい状況となるため、国によるダム本体の買取りを前提に検討していただきたい。
- ・今回の地震及び原子力発電所の問題でも分かるように自然エネルギーを利用した電力は無くてはならないものであり、単純にコストのみで判断できるものではない。電力の必要性、公共性についても適切に評価すべきと考える。
- ・新たな利水容量の増加により、ダム運用に係る各利水者や治水者との連絡調整が煩雑になる。
- ・芹川ダムには発電容量の他にかんがい用容量が確保されているが、現状でも渇水時にはかんがい用容量の不足が懸念されるため、下流利水者に節水をお願いしている。新たな利水容量を確保しても、大分市水道を含む各利水者への適切な配分が可能か疑問がある。以上のことから、対策案には賛成できない。
- ・発電容量の減少によりダム水位の効率的運用が困難となり、単純な容量の減少以上に芹川第一発電所の発電量が減少する。また下流の芹川第二発電所も同様の影響を受ける。
- ・国のエネルギー基本計画が見直されようとしており、再生可能エネルギーとしての水力発電の重要性が増しつつある中、発電量を減少させることとなる対策案には賛成できない。
- ・芹川ダムの発電容量の買い上げについては、自然エネルギー電力の必要性についても加味すべきと考えます。また、利水放流設備の新設も予定されているが、管理面での複雑さが想定され、維持管理における負担増も懸念されます。
- ・②案同様ですが、水力発電容量の買い取りなどは、関係事業者等の同意を得なければならぬこと、原発事故以後のエネルギー政策の転換を求める社会情勢等を考慮しますと、事業実現については困難であると思われます。
- ・意見はありません。
- ・由布市域における水道用水、農業用水の確保に支障を生じさせないこと。また水質を悪化させない事業計画とするよう要望します。
- ・芹川ダムの利水対策については、水道水の取水場所が下流にあり、平成元年にカビ臭除去のため活性炭処理施設を設置しております。そのため、汚濁水増量に繋がる芹川ダムのかさ上げ計画案及び芹川ダム発電容量の買い上げの計画案と既設ダムの活用

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

案は避けることをお願いします。

- ・厚生労働省より認可された別府市水道事業計画（第7期拡張第3次変更）に基づく、別府市街地の約80%に給水している朝見浄水場の主水源である大分川表流水の取水量（ $Q=0.6\text{m}^3/\text{s}$ ）を確保することができれば、取水地点が対象区の上流であるため、対策案に対する意見は特にありません。
- ・本町の利水計画に影響するものでないと考えるので、意見はありません。
- ・大分川ダム建設による利水利用について、当町においては、位置的に直接的な影響を受けないため、特に意見はありません。
- ・芹川ダム利用での具体的な水運用が示されていないので、当社設備に対しどの程度支障を生じるか具体的に予測することは困難である。したがって、具体的な水運用を示して頂きたい。一般論としては、現状の河川流量を下回るような状況となれば、発電量が低下し減電が発生する。
- ・芹川ダムは現在も水不足で苦労しているため、大分川ダムの代替案として、芹川ダムを活用する対策案は考えられない。

4) 地下水取水

- ・現行案に対して代替案を行った場合の実現までの期間も重要であり、評価軸に加えるべきである。
- ・地元流域住民は、現行計画での早期着工・早期完成を要望しており、大分市も県や国に対して同様の要請を行っている。国はこうした地域の意見を尊重すべきと考える。
- ・近隣の水源枯渇への対応、塩水化問題、地盤沈下、化学物質混入の危険性等の検討が必要であり、地域への社会的影響が大きいと思われる。
- ・地下水に安定した水源を求めるることは、渴水状態が続ければ、水位が著しく低下し、枯渇することなどを考慮すると、慎重に検討することが必要と考えます。さらには、多くの水量を一箇所に求めるとなると、地盤沈下や他の地下水取水者への影響等が懸念されます。
- ・建設事業費に加えて施設のランニングコストが大きいこと、また、地下水源は安定した取水量の確保が困難であること、施設の周辺地域に地盤沈下等の環境の悪化が懸念されることから、事業実現については困難であると思われます。
- ・意見はありません。
- ・由布市域における水道用水、農業用水の確保に支障を生じさせないこと。また水質を悪化させない事業計画とするよう要望します。
- ・古国府浄水場付近の地下水の取水であり、水道水の取水場所が大分川の上流であるため、影響はないと考える。
- ・厚生労働省より認可された別府市水道事業計画（第7期拡張第3次変更）に基づく、別府市街地の約80%に給水している朝見浄水場の主水源である大分川表流水の取水量（ $Q=0.6\text{m}^3/\text{s}$ ）を確保することができれば、取水地点が対象区の上流であるため、対策

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

案に対する意見は特にありません。

- ・本町の利水計画に影響するものでないと考えるので、意見はありません。
- ・大分川ダム建設による利水利用について、当町においては、位置的に直接的な影響を受けないため、特に意見はありません。

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

4.3.7 新規利水対策案の評価軸ごとの評価

概略評価により抽出した4つの新規利水対策案について、検証要領細目に示されている6つの評価軸により検討を行った。

なお、評価にあたって、新規利水対策案の名称は以下のように整理した。

表 4-3-7-(1) 新規利水対策案の名称

概略評価による抽出時の 新規利水対策案の名称	評価軸ごとの評価時の 新規利水対策案の名称
現計画（ダム案）：大分川ダム	大分川ダム案
対策案①：ダム再開発（芹川ダムかさ上げ）	芹川ダムかさ上げ案
対策案②：他用途ダム容量の買い上げ（芹川 ダム発電容量買い上げ）	芹川ダム発電容量買い上げ案
対策案③：地下水取水	地下水取水案

評価結果については、評価表 表4-3-7-(3)～表4-3-7-(5)のとおりである。

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

表 4-3-7-(2) 第12回今後の治水対策のあり方に関する有識者会議「参考資料4」の抜粋
評価軸の観点から検討を行う場合には、[別紙1]に掲げる方策を組み合わせて立案した利水方策案、河川や流域の特性に応じ、次表のような框線で評価する。

評価軸		評価の考え方		備考	
目標	新規利水の観点から検討する場合には、[別紙1]に掲げる方策を組み合わせて立案した利水方策案、河川や流域の特性に応じ、次表のような框線で評価する。	従来の立派性 環境汚染性	持続の立派性 環境汚染性	従来の立派性について、利水方策案に対する評価としているが、どのような場合は評価するかを理解することを基本として利水方策案を立てるにあたって、その費用と効果で評価されるか。	※2
	●利水参画者に対して何らかの必要な力を発揮することができるかを理解する」として、その費用と効果で評価されるか。	○	○	利水参画者は利水方策案に対する評価としているが、どのような場合は評価するか。	
	●目的的にどのように効率が確保されているのか	-	-	例えば、地下水水質は対象の流域に於いて効率を発揮していくが、ダムは完成するまでは効率を発揮せず、完成し運用して初めて効率を発揮することになる。このような場合では、下流域において効率を発揮する。このような場合では、このように効率が確保されているか。	
	●どの範囲どこのようないくつかの効率が確保されているのか	-	-	例えば、地下水水質は、主として事業地周辺付近において効率を発揮する。また、ダム、開拓事業等は、下流域において効率を発揮する。このように効率が確保されているか。	
コスト	●利水方策別に、利水可能などのように確保されるか	△	△	例えば、地下水水質は、主として利水方策別に効率的効率の特徴を考慮する。また、ダム、開拓事業等は、下流域において効率を発揮する。このように効率が確保されるか。	
	●どのような水質の利用が得られるか	△	△	各利水方策について、利水方策が水質をできる限り確保する。例えば、利水方策の選択が得られない場合や、利水方策による水質が得られない場合があることを考慮する。	
	※なお、目には開けては、各種施設との整合性、済水運営等の観点で適宜選択する。	-	-	※なお、目には開けては、各種施設との整合性、済水運営等の観点で適宜選択する。	
	●既設までに選する費用はどのくらいか	○	○	各利水方策について、済水運営等にかかる費用を算出し、比較して最も費用を抑えられる限り選択的に選ぶ。	
実現性 ^{※3}	●利水方策別に選する費用はどのくらいか	○	○	各利水方策について、済水運営等にかかる費用を算出し、比較して最も費用を抑えられる限り選択的に選ぶ。	
	●その他の費用（ダム中止に伴う発生する費用等）はどうか	-	-	その他の費用として、ダム中止に伴って発生する費用等について、できる限り明瞭化する。	
	※なお、コストに開けては、必要に応じ、直接的な費用だけではなく、開けて必要となる費用について明瞭化にして評価する。	-	-	例えば、既設済みの水資源施設（済水運営、済水運営、済水運営等）の費用を算出し、比較して最も費用を抑えられる限り選択的に選ぶ。	
	●土地所有者等の協力の見通しはどうか	-	-	用地取得費や整地費等を必要な利水方策については、土地所有者等の協力の見通しについて明らかにする。	
持続性	●既存する川使用方の意向の見通しはどうか	-	-	既存の川使用方の意向の見通しについて、既存川使用方に対する川使用方の意向を明確にする。開拓する川使用方とは、例えば、既存の川使用方の意向の見通し（かさ上げ）の川使用方の意向を明確にする。開拓する川使用方とは、例えば、既存の川使用方の意向の見通しについて、既存川使用方の意向を明確にする。	
	●外を目的として事業に参画している者の見通しはどうか	-	-	外を目的として事業に参画している者の意向を明確にする。	
	●他の利害関係者との調整の見通しはどうか	-	-	各利害関係者との調整の見通しについて、既存川使用方の意向を明確にする。	
	●事業期間などの程度必要か	△	△	各利害関係者との調整の見通しについて、既存川使用方の意向を明確にする。	
地域社会への影響	●法制化上の観点から実現性的見通しはどうか	※4	-	各利害関係者との調整の見通しについて、既存川使用方の意向を明確にする。	
	●技術上の観点から実現性的見通しはどうか	※4	-	各利害関係者との調整の見通しについて、既存川使用方の意向を明確にする。	
	●将来地盤変動に対するどのような影響があるか	-	-	各利害関係者との調整の見通しについて、既存川使用方の意向を明確にする。	
	●地域環境の配慮に対するどのような影響があるか	-	-	各利害関係者との調整の見通しについて、既存川使用方の意向を明確にする。	
環境への影響	●地域環境の影響の測定などの程度か	○	△	各利害関係者との調整の見通しについて、既存川使用方の意向を明確にする。	
	●水環境に対するどのような影響があるか	△	△	各利害関係者との調整の見通しについて、既存川使用方の意向を明確にする。	
	●地下水位、地盤沈下や地下水の漏水等にどのような影響があるか	-	-	各利害関係者との調整の見通しについて、既存川使用方の意向を明確にする。	
	●生物多様性の維持及び流域の自然環境等にどのような影響があるか	-	-	各利害関係者との調整の見通しについて、既存川使用方の意向を明確にする。	
	●土砂流動がどう変化し、下流の河川・海岸にどのような影響があるか	△	△	各利害関係者との調整の見通しについて、既存川使用方の意向を明確にする。	
	●周囲、人と自然との間が怎がふれあいどのように影響があるか	△	△	各利害関係者との調整の見通しについて、既存川使用方の意向を明確にする。	
	●河川出負荷はどう変わるか	-	-	各利害関係者との調整の見通しについて、既存川使用方の意向を明確にする。	
	●その他	-	-	各利害関係者との調整の見通しについて、既存川使用方の意向を明確にする。	

※1 ○：評価の視点としてよく使われてきている、△：評価の視点として使われている場合がある、—：明示した評価はほとんど又は全くない。

※2 ○：原則として定期的評議會を行うことと想定、△：主として定期的に会議を設けるが、一部は定期的に会議を行わない。

※3 実現性としては、例えば、既成の済水運営等の施設を活用するか、既存の済水運営等の施設を改修するか、既存の済水運営等の施設を新設するか、既存の済水運営等の施設を廃止するか等がある。

※4 これまで、法制度上は技術上の観点から実現性が乏しくして検討しておらず多い。

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

表4-3-6-(3) 新規利水対策案の評価結果ごとの評価面①

評価面と評価面の考え方	利水計画案と実施内容の概要	現計画/ダム案)		対策案① 大分川ダムかさ上げ案	対策案② 大分川ダム容量買い上げ案	対策案③ 地下水取水案
		大分川ダム	ダム再開発(芦川ダムかさ上げ)			
目標	●利水参画者に対して、開発量として目標3.5km ³ を必要とするが妥当に行われていかかる確認するなどとともに、その量を確保できるか	・大分川ダムは事業実施中であり、効果は見込めないと想定される。 ・大分川ダムは完成し、水供給が可能となると想定される。 ※予算の状況等により変動する場合がある。	・芦川ダムのかさ上げは事業実施中であり、効果は見込めないと想定される。 ・芦川ダムのかさ上げは事業実施中であり、効果は見込めないと想定される。 ※予算の状況等により変動する場合がある。	他用途ダム容量の無い上げ(芦川ダム発電容量買い上げ)	・参画課題提起された新規利水の必要量 0.405m ³ /sを開発可能。 ・参画課題提起された新規利水の必要量 0.405m ³ /sを開発可能。 ・参画課題提起された新規利水の必要量 0.405m ³ /sを開発可能。 ・参画課題提起された新規利水の必要量 0.405m ³ /sを開発可能。	地下水取水
コスト	●完成までに要する費用はどのくらいか	・約90億円 (新規利水分) ※大分川ダム事業費 約100億円(新規利水分については「第1回 諸費用」(1)に示す残事業費を用いた。 ※大分川ダム事業費 約100億円(新規利水分)に上乗算してアドバイス金額を算出した。 ※大分川ダム事業費 約100億円(新規利水分)に上乗算してアドバイス金額を算出した。 ※大分川ダム事業費 約100億円(新規利水分)に上乗算してアドバイス金額を算出した。	・約700百万円／年 ※維持管理費に要する費用は、大分川ダムの蓄積に伴う物附加分を計上した。	・約200億円 ※維持管理費に要する費用は、芦川ダムを容量買い上げ案の実施に伴う増加分を計上した。	・約200百万円／年 ※維持管理費に要する費用は、芦川ダムを容量買い上げ案の実施に伴う増加分を計上した。	・約150億円 ※維持管理費に要する費用は、地下水取水案の実施に伴う増加分を計上した。
	●その他の費用(ダム中止に伴って発生する費用等)	・開通して必要な費用 ・移転を強制される水原地元、受益地元である下流域との地域間で利害調整なることを踏まえ、水源地域に対する特別措置法に基づく施設する事業(いわゆる水特事業)が実施される。	【中止に伴う費用】 ・損耗償償等に4億円程度が必要と見込んでいる。(費用は共同賃料ベース)・が事業を中止した場合には、特定多目的ダム法に基づき利水者が負担金の還付が発生する。なお、これまでの利水者負担金の合計は約133億円である。	【中止に伴う費用】 ・開通して必要な費用 ・移転を強制される水原地元、受益地元である下流域との地域間で利害調整なることを踏まえ、水源地域に対する特別措置法に基づく施設する事業(いわゆる水特事業)が実施される。	【中止に伴う費用】 ・開通して必要な費用 ・移転を強制される水原地元、受益地元である下流域との地域間で利害調整なることを踏まえ、水源地域に対する特別措置法に基づく施設する事業(いわゆる水特事業)が実施される。	【その他留意事項】 ・これらの他の生活開拓事業の残額が27億円程度であるが、その実施の取り扱いについて今後、検討する必要がある。(費用は共同賃料ベース)・ダム建設を前提とした水特事業の実施の扱いについて、今後、検討する必要がある。

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

利水実現案と実施内容の概要 評価軸と評価の考え方		現計画(大分川ダム案)	現計画(大分川ダム案) 対策案① ダム再開発(芹川ダムかさ上げ)	現計画(大分川ダム案) 対策案② ダム再開発(芹川ダムかさ上げ)	現計画(大分川ダム案) 対策案③ 地下水取水案
● 土地所有者等の協力の見通しはどうか	● 土地所有者等の協力の見通しはどうか	・大分川ダム建設に必要な用地取扱は完了している。	・芹川ダムのかさ上げに伴い、ダム下流の発電所等の関係機関と連携が必要である。	・芹川ダムの効率容量高い上げ(芹川ダム発電容量買上げ上昇)は、建設施設設備更新に伴う土地所有者等の会員参加が必要である。なお、現時点では、本対策案について土地所有者等に説明等を行っていない。	・地下水取水及び灌漑施設等の用地の買取等が必要である。土地所有者等に説明を行っていない。
● 關係する河川使用者の同意の見通しはどうか	● 關係する河川使用者の同意の見通しはどうか	・利水参画者は、現行の基本計画に同意している。	・芹川ダムのかさ上げに伴い、ダム下流の発電所等の関係機関と連携が必要である。芹川ダムは発電水頭にはかんかい利用容量の不足から、利水者等に影響を与えることなく、新たな利水容量を確保しても、大分川市含む各利水者が新規的な利水権を譲り受けたり、対策案には賛成できないと表明されている。	・芹川ダムの効率容量高い上げに伴い、ダム下流の発電所等の関係機関と連携が必要である。・大分川市水道局からは、芹川ダムは発電水頭にはかんかい利用容量の不足から、利水者等に影響を与えることなく、新たな利水容量を確保しても、大分川市含む各利水者が新規的な利水権を譲り受けたり、対策案には賛成できないと表明されている。	・地下水取水及び灌漑施設等の用地の買取等が必要である。土地所有者等に説明を行っていない。
実現性	● 発電を目的として事業に参画している者への影響の程度はどうか ● 事業期間はどうか	・大分川ダム建設に参画して事業に参画している者はいない。	・大分川ダム建設事業において、発電を目的として事業に参画している者はいない。	・大分川ダム建設事業において、発電を目的として事業に参画している者はいない。	・大分川ダムは建設事業において、発電を目的として事業に参画している者はいない。
● 法制度上の観点から実現性の見通しはどうか	● 法制度上の観点から実現性の見通しはどうか	・本省による別途方針等の決定を受け、約8年を要する。	・現行法制度のもとで芹川ダム効率容量買上げ案を実施することは可能である。	・現行法制度のもとで芹川ダム効率容量買上げ案を実施することは可能である。	・現行法制度のもとで地下水取水案を実施することは可能である。
持続性	● 将来にわたって持続可能といえるか	・技術上の観点から実現性の見通しはどうか	・技術上の観点から実現性の見通しはない。	・芹川ダムは河川管理施設等送達施行前に建設されたダムであり、また完成後約13年を経て、事業用地上の所有者、関係機関、周辺住民の了解を得るまでの期間が必要である。	・地下に影響を与えない揚水量とする要素はない。

4. 大分川ダム検証に係る検討の内容

表4-3-6-(5) 新規利水対策案の評価軸ごとの評価③